

第2次三条市食育推進計画(案)

三 条 市
平成23年3月

目 次

第1章 計画の概要

1 第1次計画の成果	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間	2

第2章 現状と課題

現状（問題点）と課題	3
1 三条市の人口の推移	4
2 年代別健康・食生活の現状と問題点	5
(1) 乳児期（1歳未満）	5
(2) 幼児期（就学前）	8
(3) 学齢期（小・中学生）	12
(4) 青年期（高校生）	19
(5) 妊娠期	21
(6) 壮年・高齢期	24
3 地産地消等の状況	32
4 農業体験や交流活動の状況	34
5 食品廃棄の状況	36
6 食に関する課題	38

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	40
2 重点目標	40
3 評価指標	41

第4章 基本的施策

施策1 日本食を基本とした食生活の実践	42
施策2 地域の農業や食文化を理解し、感謝の心を育む	44
施策3 地元食材の積極的活用	44
施策4 食育の普及啓発	45
施策・事業一覧	46

第5章 計画の推進体制

計画推進体制	47
--------	-------	----

資料編

- 三条市食育推進及び農業振興審議会委員名簿
- 第2次三条市食育推進計画策定ワーキング会議委員名簿
- 計画策定の経過
- 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

第1章 計画の概要

- 1 第1次三条市食育推進計画の成果
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間

1 第1次三条市食育推進計画の成果

市では平成18年3月に第1次三条市食育推進計画(平成18年度～平成22年度)を策定しました。第1次計画では、市民一人ひとりが健康で幸せに生きるため、「食べる力^{※1}」を育てることを目指し、食に関わる人や関係団体等と一体となって食育を推進してきました。

重点施策として「朝食習慣の定着」「米を主食とした日本食の実践」「毎日の食事に地元産の食材を取り入れた地産地消の推進」を掲げて次のとおり取組みました。

- ① 小中学校や保育所(園)での食育活動の全市内拡大
- ② 地産地消による給食の完全米飯化
- ③ 子どもが作る弁当の日の事業化促進
- ④ 広報や食育メール・イベントを通じた啓発活動の充実
- ⑤ 離乳食相談会の拡充
- ⑥ 食生活改善推進委員と連携した地域の食生活改善の継続
- ⑦ 乳幼児健診や特定保健指導における栄養相談の充実

その結果、保育所児童、小中学生、高校生など子どもたちの朝食欠食率の低下や夕食後の間食習慣、排便習慣の改善、小学生の肥満減少、給食残食率の減少、健全な食事を実践する市民の増加、直売所の増加、学校給食における地元農産物の使用率の向上などの成果があり、市民の食べる力が育ちつつあります。

また、計画期間中である平成21年3月には「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」を制定することで、より充実した食育推進体制を構築しました。さらに、平成22年2月には条例理念の実現を目的とする市民団体「三条まんま塾」が設立され、食と農の連携が強化されつつあります。

2 計画策定の趣旨

これまでの取組によって、第1次計画で取り上げた問題点は改善している項目もありますが、目標値に達していない項目もあります。また「菓子類を朝食にしている子どもの存在」など、新たな問題点もみえてきました。さらに、条例の理念を実現するためにはこれまでの取組に加え、農業施策との協働が欠かせません。

市民一人ひとりが健康に幸せに生きるためには、新たな問題点を改善するとともに、誰もが無理なく自然と健康に良い食生活を営めるような環境を整えるという SWC 構想^{※2}のもと、子どもから高齢者まで一貫した考えで食育を継続する必要があります。

すべての市民が、明るく 楽しく 元気よく 暮らす健“幸”都市づくりを、市民と行政が一体となって総合的に食育を推進する計画として「第2次食育推進計画」を策定しました。

※1 食べる力

「食べる力」とは、「自らの食について考え、健康に配慮した食事を選択する力」及び、「食べられる幸せを感謝し、心豊かな食生活を営む力」です。

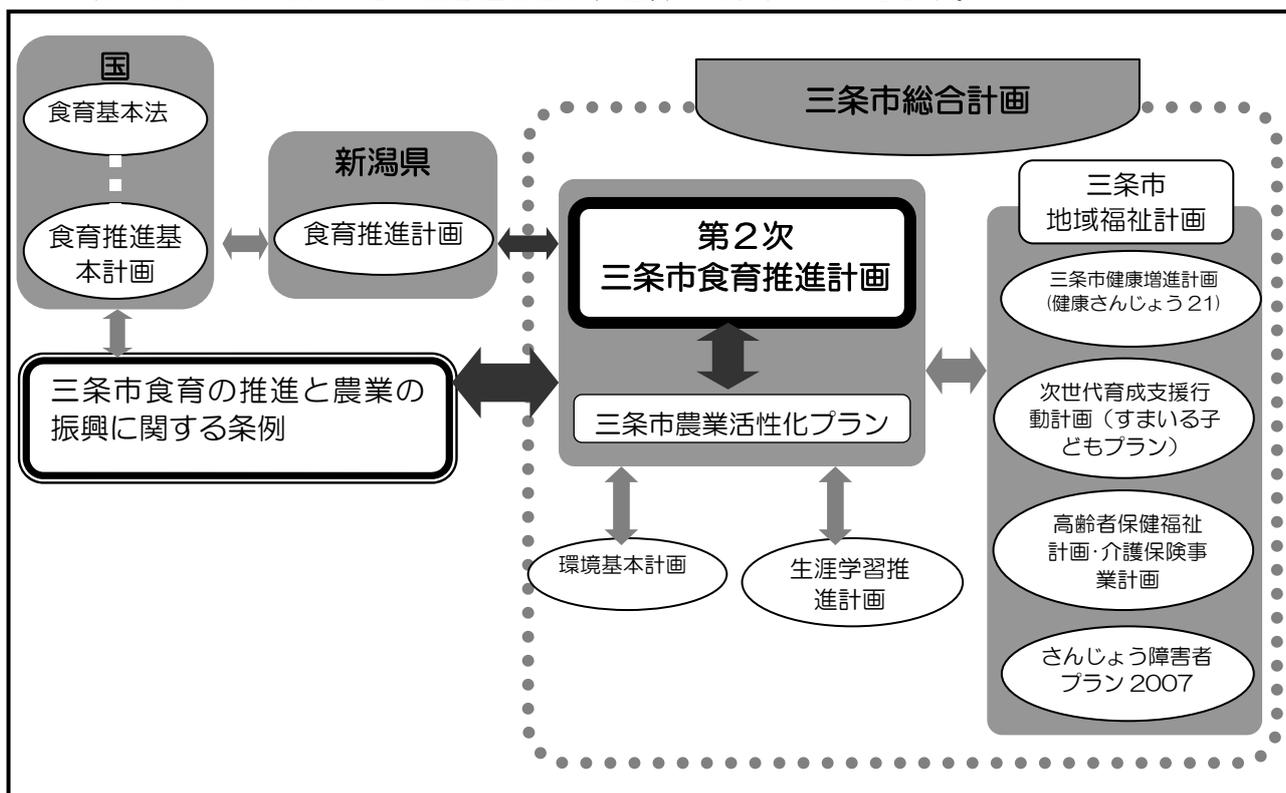
※2 SWC (スマートウェルネスシティ) 構想

ウェルネス(=健幸:個人が健康かつ生きがいをもち、安心安全で豊かな生活を営むこと)をこれからのまちづくりの視点の一つとし、健康に対する無関心層も取り込みながら、市民の誰もが健康で幸せと思えるまちづくりをすすめていく考えです。

3 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、市として、今後の食育推進の方向性等を定め、国、県と協力しながら、関係施策を統一的、計画的に推進するための計画です。また、「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」（平成21年4月1日施行）第9条にも計画策定が定められています。

なお、国で定めている「食育基本計画」、新潟県で定めている「新潟県食育推進計画」、その他三条市で定めている計画との整合性を図り、連携してすすめていきます。



食育基本法 第18条(抜粋)

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

4 計画期間

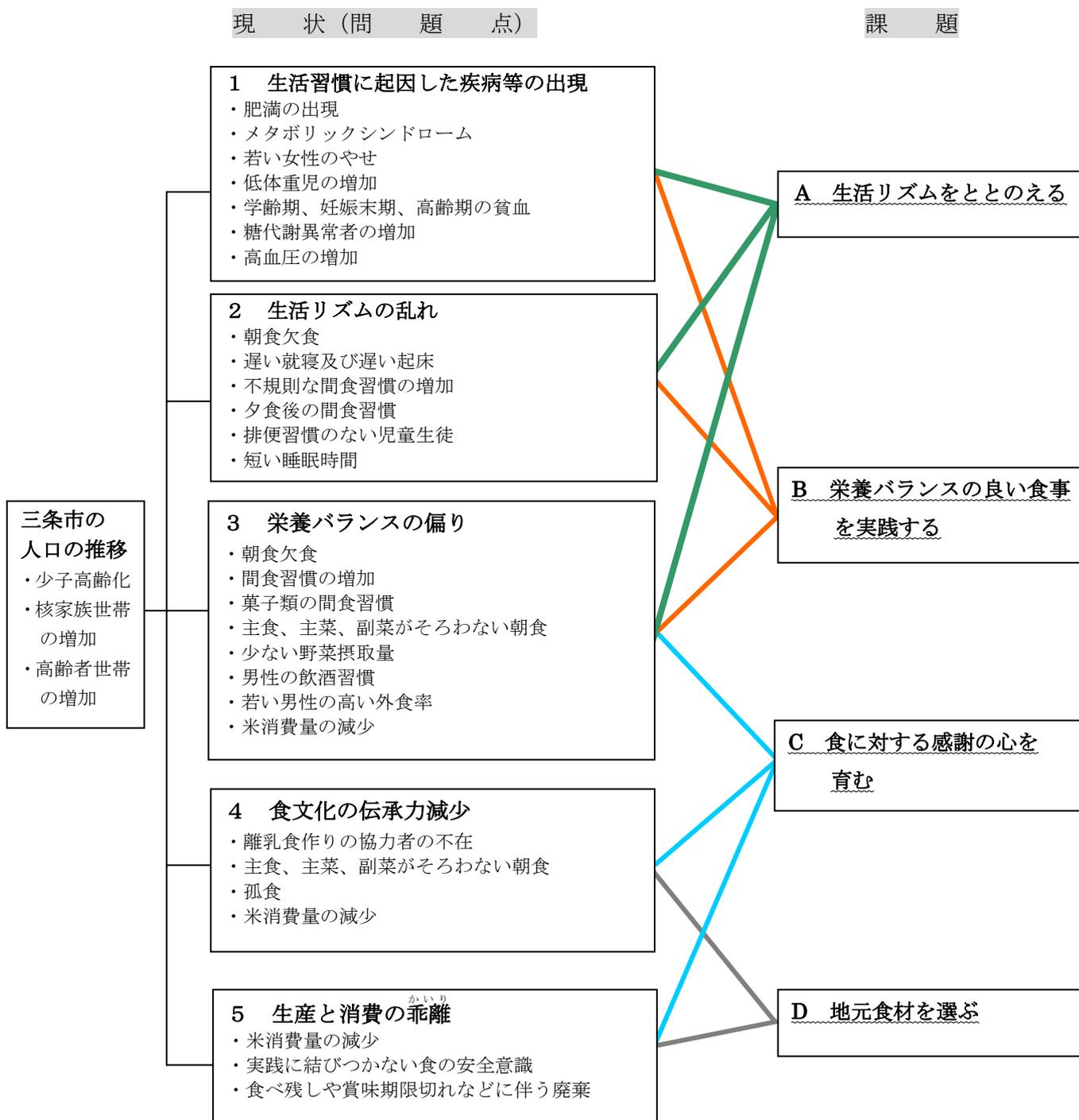
平成23年度から平成27年度までの5年間の計画とします。なお、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

第2章 現状と課題

現状（問題点）と課題

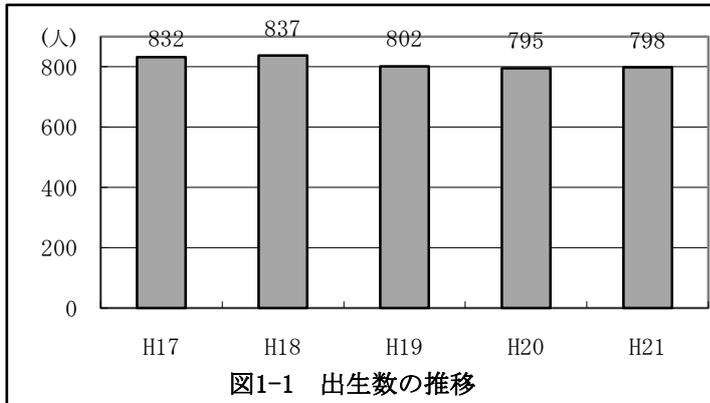
- 1 三条市の人口の推移
- 2 年代別健康・食生活の現状と問題点
- 3 地産地消等の状況
- 4 農業体験や交流活動の状況
- 5 食品廃棄の状況
- 6 食に関する課題

現状（問題点）と課題

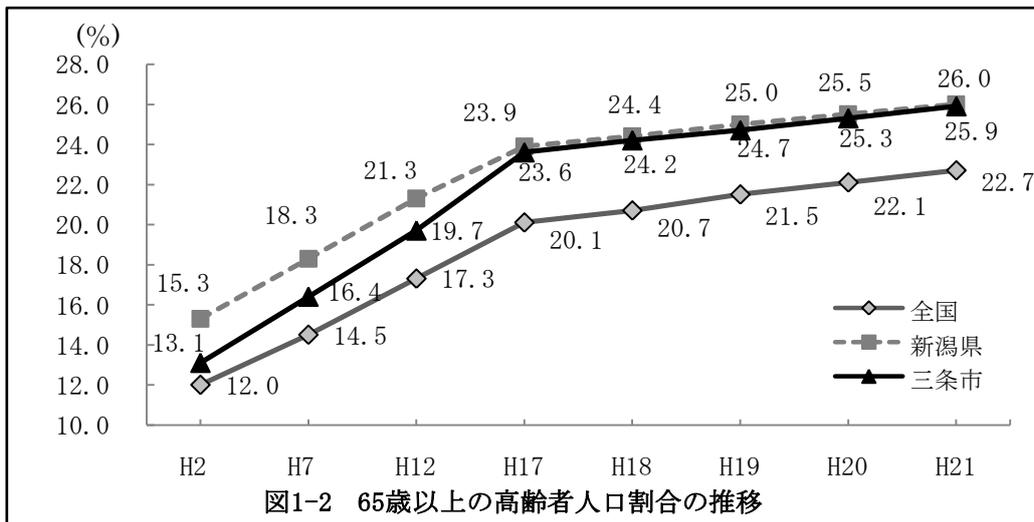


1 三条市の人口の推移

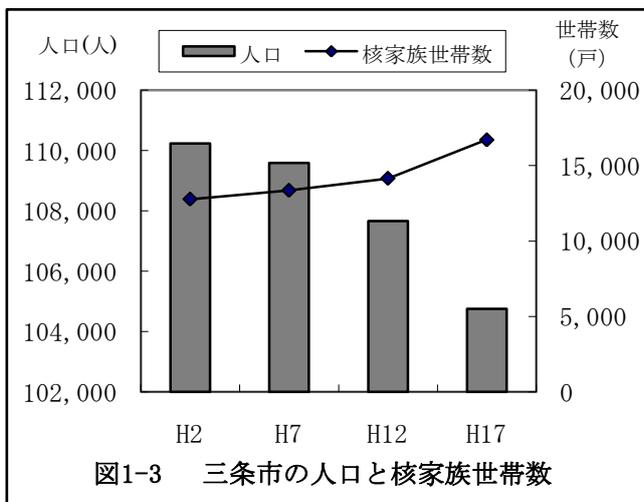
三条市では、出生数が減少し、65歳以上の高齢者人口の割合が高くなってきています。今後、少子高齢化が進むことが予想されます。さらに、核家族世帯や高齢者のみの世帯も増加しています。



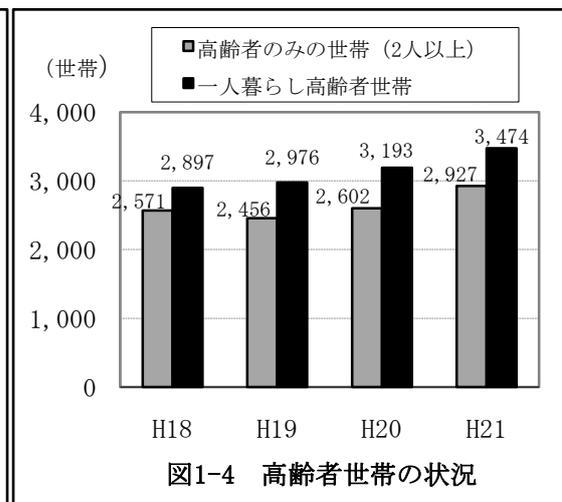
資料：三条市「住民基本台帳」(各年度3月31日現在)



資料：総務省「国勢調査」新潟県「高齢者の状況」



資料：総務省「国勢調査」



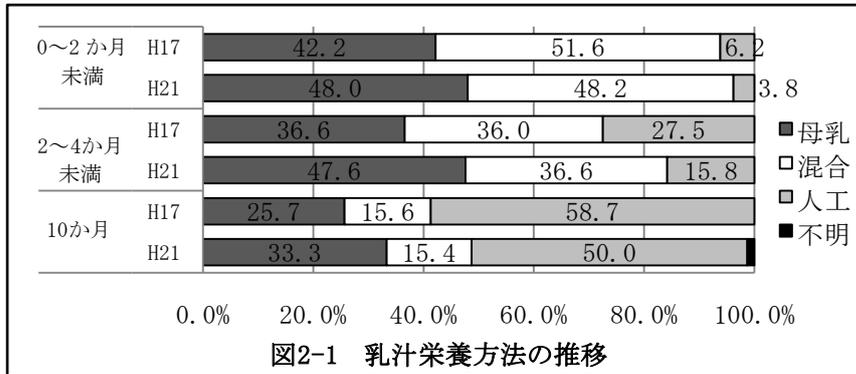
資料：三条市「住民基本台帳」(各年度3月31日現在)

2 年代別健康・食生活の現状と問題点

(1) 乳児期（1歳未満）

乳児期の栄養に関して、授乳・離乳の支援ガイド（厚生労働省：平成19年3月改定）では母乳栄養を推進し、離乳の準備として果汁が不要であると指導しています。

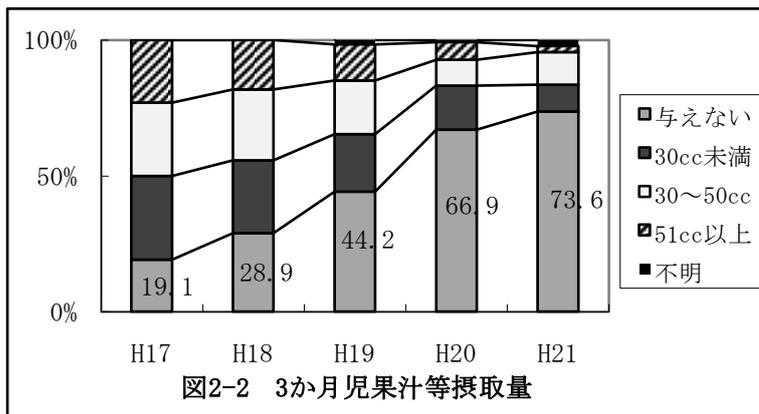
ア 栄養状況



どの月齢でも母乳が増加し、人工乳が減少しています。

資料：三条市「保健衛生の動向」

イ 果汁等の摂取状況



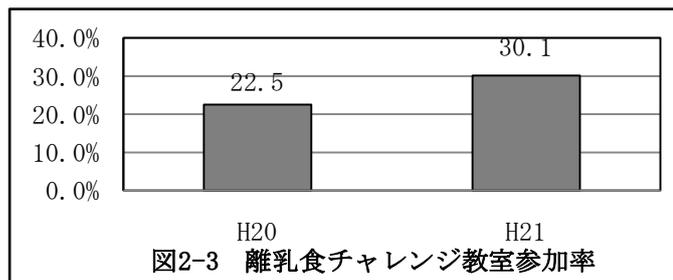
3か月児に果汁等を与える人が減少しています。

資料：三条市「保健衛生の動向」

ウ 離乳食チャレンジ教室（5か月児対象）の実施状況

平成20年度から5か月児と保護者を対象に、離乳開始に対する不安や疑問を解消することを目的に、調理実習を取り入れた教室を実施しています。

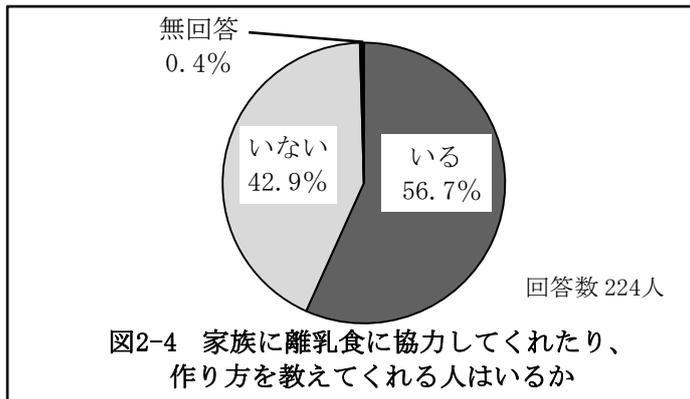
(ア) 参加状況



参加者は教室開始時に比べ増加しています。

資料：三条市「保健衛生の動向」

(イ) 離乳食の協力者



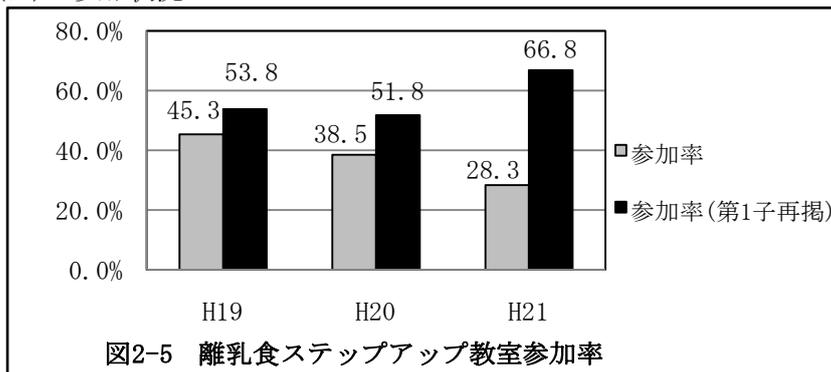
「離乳食作りに協力してくれたり、作り方を教えてくれたりする人がいますか」という質問に対し「いない」と回答した人は 42.9% でした。

資料：三条市「平成 21 年度 離乳食チャレンジ教室アンケート結果」

エ 離乳食ステップアップ教室（7 か月児対象）の実施状況

7 か月児と保護者を対象に、離乳の進め方に対する不安や疑問を解消することを目的に、1 食の目安量や固さを体験してもらう試食提供を取り入れた教室を実施しています。

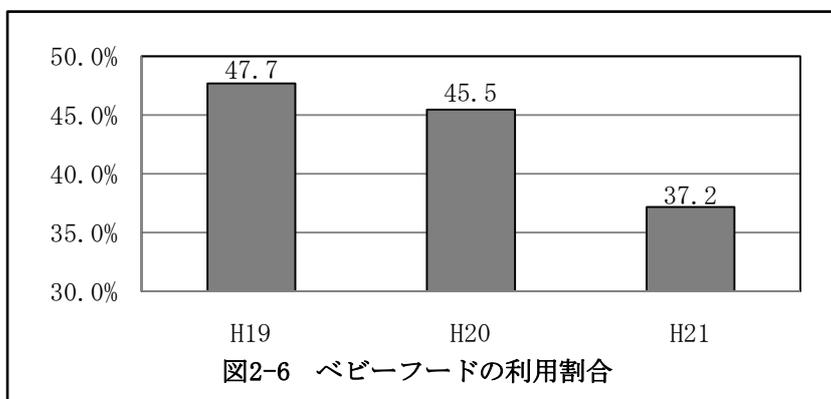
(ア) 参加状況



教室の参加率は平成 21 年度で 28.3%と減少していますが、第 1 子の保護者の参加率は 66.8%です。

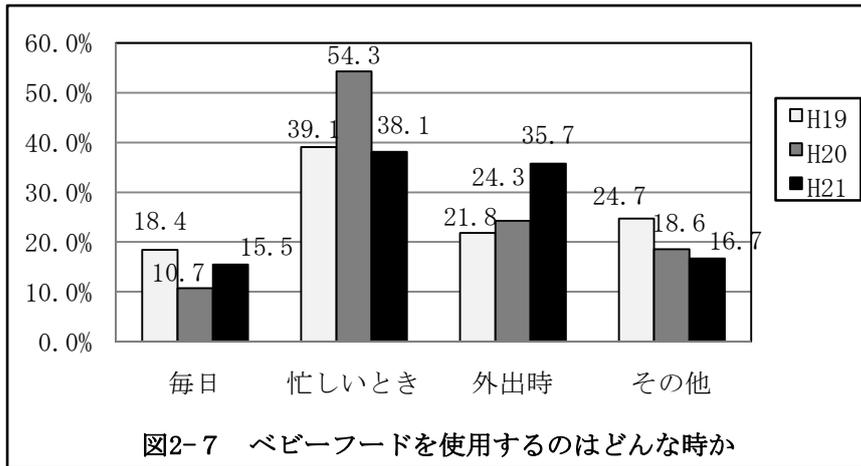
資料：三条市「保健衛生の動向」

(イ) ベビーフードの利用状況



「ベビーフードを利用する」と回答した人は年々減少しており、離乳食を手作りする人が増加しています。

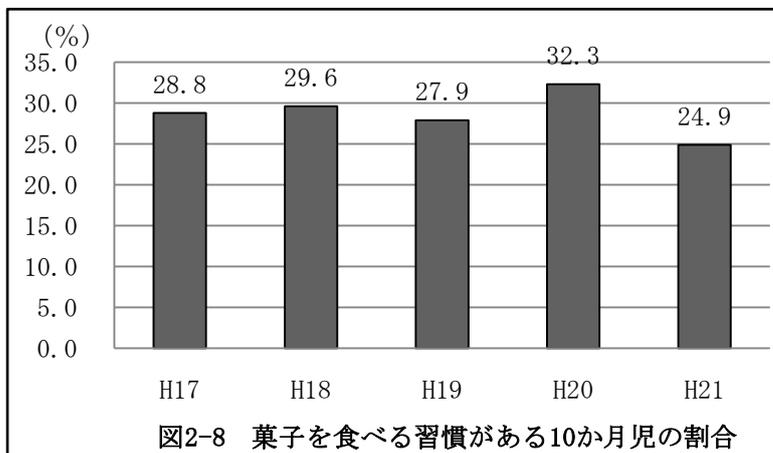
資料：三条市「離乳食ステップアップ教室アンケート結果」



ベビーフードを利用するのは「忙しい時」が最も多く、次いで「外出時」となっています。

資料：「離乳食ステップアップ教室アンケート結果」

オ 10 か月児健康相談会での間食状況



毎日菓子を食べる習慣がある10か月児の割合は平成21年度で24.9%です。

資料：三条市「保健衛生の動向」

☆乳児期の食生活の問題点

- ・ 離乳食作りの協力者の不在 (問題点 4)
- ・ 菓子類の間食習慣 (問題点 2、3)



離乳食ステップアップ教室での試食提供

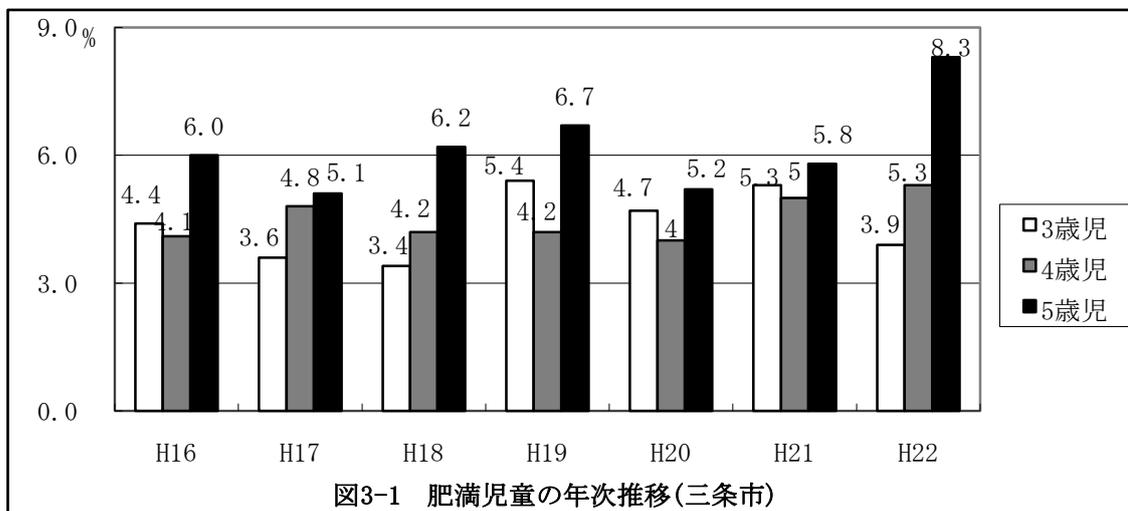


離乳食チャレンジ教室での調理実習

(2) 幼児期（就学前）

ア 保育所児童の発育状況^{※3}

市内公立19保育所、私立保育園12園の3歳～5歳児を対象に発育調査を実施しています。調査の結果、肥満度+15%以上の児童の肥満は年齢が上がるとともに増える傾向にあります。



資料：新潟県市町村栄養士協議会「平成16～22年度 新潟県小児肥満等発育調査」

※3 幼児の肥満・やせの判定基準

$$\text{肥満度} = (\text{実測体重 (kg)} - \text{標準体重 (kg)}) \div \text{標準体重 (kg)} \times 100 (\%)$$

幼児期は肥満度が+15%以上を肥満、-15%以下をやせとして取り扱っています。

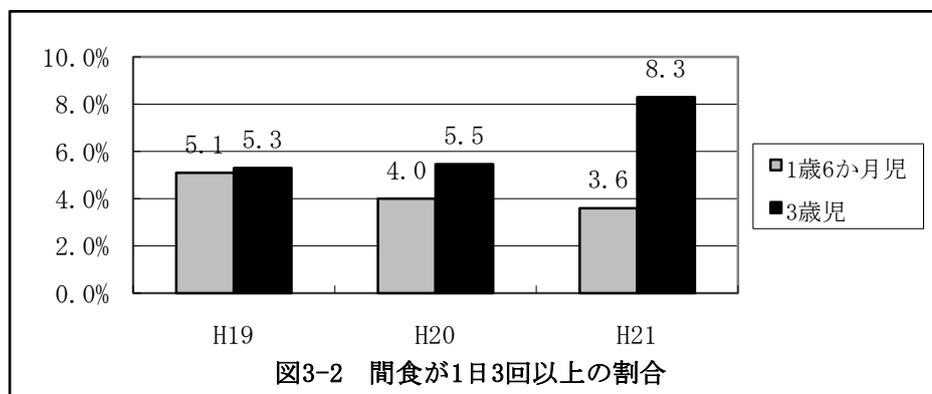
標準体重は身体発育の目安として活用されている厚生労働省の平成12年乳幼児身体発育値から求めた算定式により計算されます。

イ 間食の状況

1歳6か月児健診と3歳児健診にて問診表で間食の取り方について聞いています。

(ア) 間食回数の状況

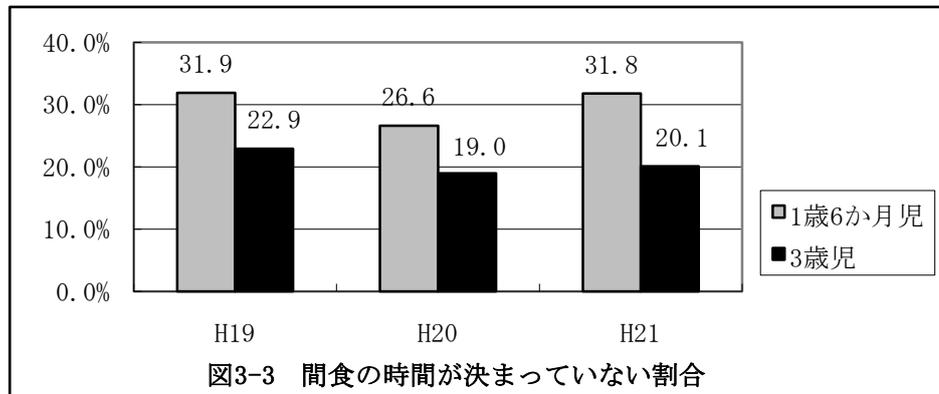
幼児期では、間食は1日1～2回程度が望ましいとされています。3回以上間食を食べる人の割合は、1歳6か月児では年々減少していますが、3歳児では増加しています。



資料：三條市「保健衛生の動向」

(イ) 間食時間の状況

平成 21 年度の間食時間を決めていない幼児の割合は、1 歳 6 か月児で 31.8%、3 歳児では 20.1%です。



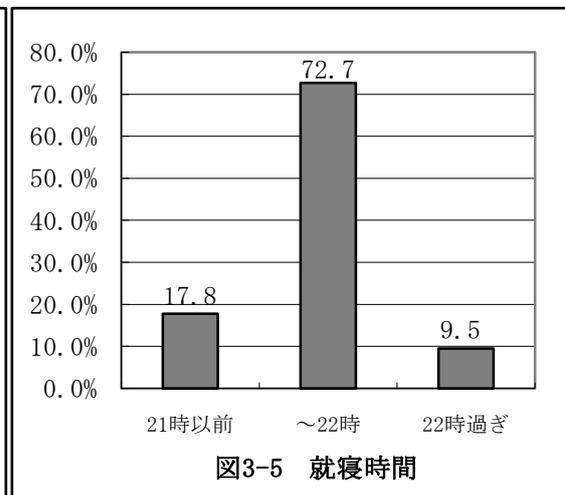
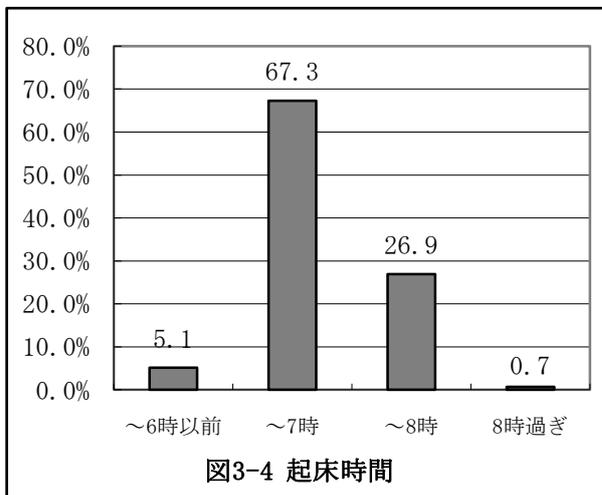
資料：三条市「保健衛生の動向」

ウ 保育所の食生活調査の状況

保育所児童の食生活実態を把握するため、食育講座(5 歳児保護者対象)でアンケート調査や、食事調査(4, 5 歳児対象)を実施しています。

(ア) 起床・就寝時間

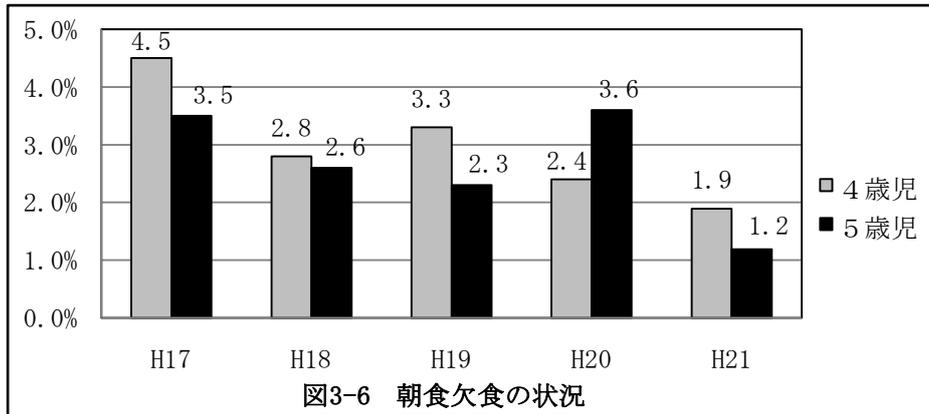
起床時間が 7 時以降の児童は 27.6%です。就寝時間が 22 時以降の児童は 9.5%です。



資料：三条市「平成 21 年度 食育講座アンケート調査結果」

(イ) 朝食欠食※4の状況

平成21年度の朝食欠食率は4歳児で1.9%、5歳児で1.2%と以前より減少しています。



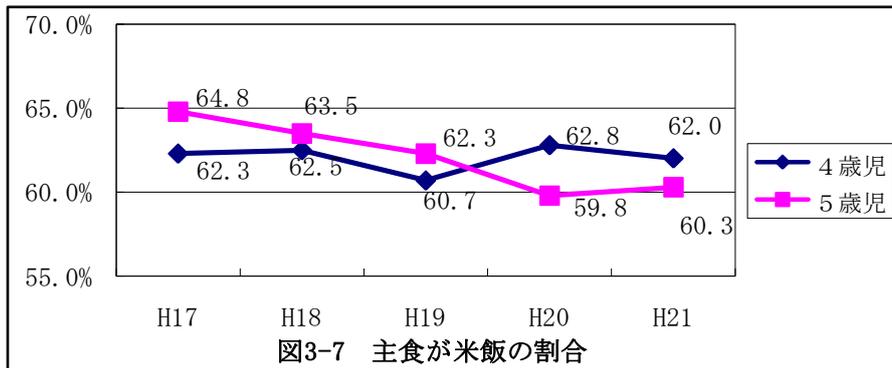
資料：三条市「平成17～21年度 保育所等食事調査」

※4 朝食欠食

朝食習慣の調査においては、朝食を毎日食べる人以外を朝食欠食としています。学童期、青年期、妊娠期、壮年・高齢期の調査に関しても同様です。

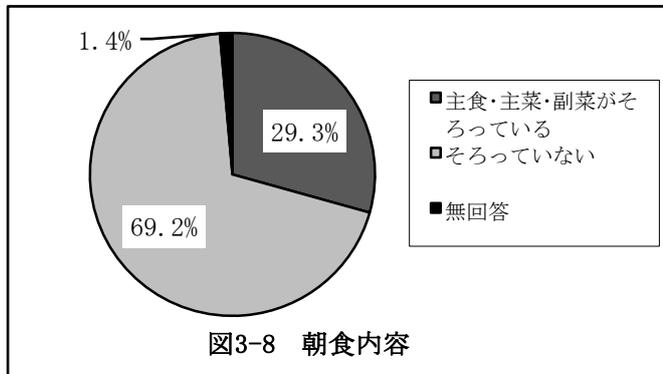
(ウ) 朝食での主食状況

朝食の主食に米飯を食べる割合は平成21年度の4歳児で62.0%、5歳児で60.3%です。



資料：三条市「平成17～21年度 保育所等食事調査」

(エ) 朝食内容の状況



5歳児では朝食に主食・主菜・副菜が揃っている人の割合は29.3%です。

資料：三条市「平成21年度 食育講座アンケート調査結果」

(オ) 昼食の主食量の状況

市内保育所（園）は副食給食を実施しており、主食の目安量を示し、3歳以上児は家庭から米飯を持参してもらっています。男児では各年齢で目安量に達しています。また、女児では目安量より少ない状況ですが、米飯量は増加しています。

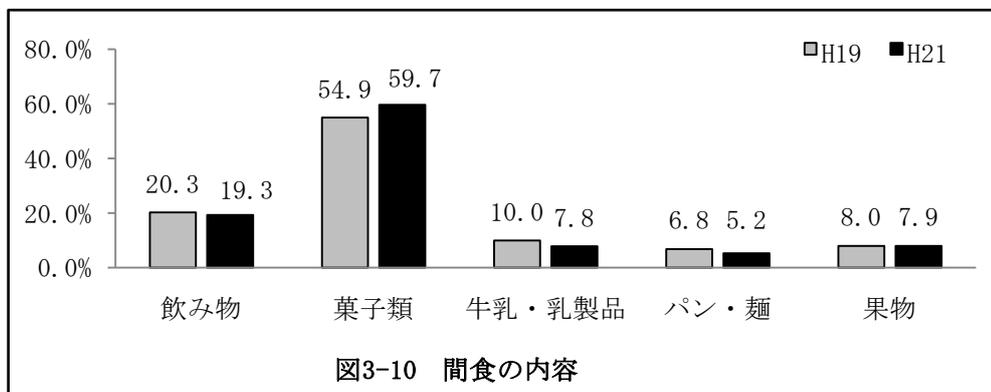
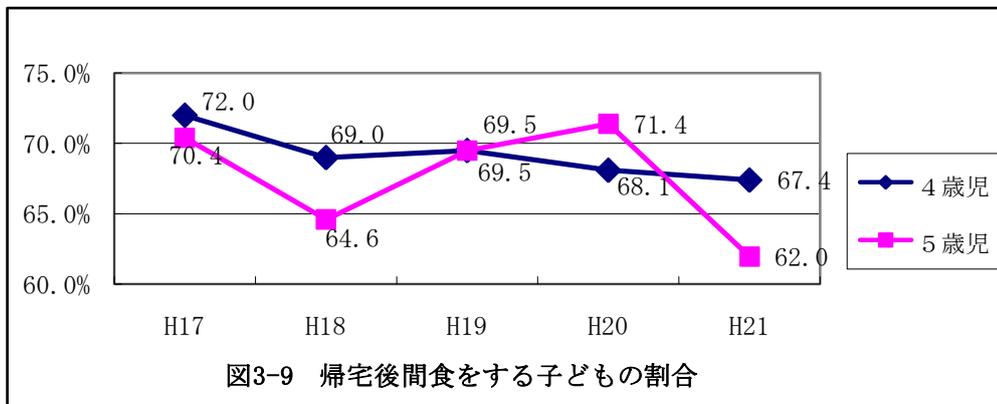
表1 保育所児童の昼食主食量 (g)

	3歳児 (目安量 100g)		4歳児 (目安量 110g)		5歳児 (目安量 120g)	
	男	女	男	女	男	女
平成18年	103	94	109	102	117	108
平成19年	109	101	112	104	120	110
平成20年	107	96	112	105	123	112
平成21年	101	96	112	105	125	114

資料：三条市「平成18～21年度 保育所等食事調査」

(カ) 間食の状況

保育所（園）では1歳児、2歳児は午前・午後それぞれ1回、3歳以上児は午後に1回間食があります。帰宅後に間食をする子どもの割合は、平成21年度の4歳児で67.4%、5歳児で62.0%と平成17年度に比べて減少しています。間食の内容は、菓子類が高い割合です。



資料：三条市「平成19、21年度 保育所食事調査」

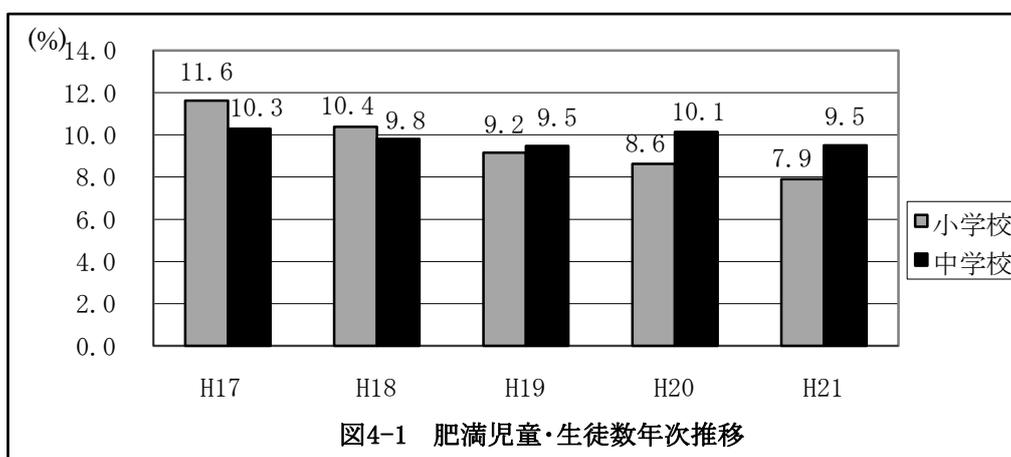
☆幼児期の食生活の問題点

- ・肥満の増加（問題点 1）
- ・不規則な間食習慣（問題点 2、3）
- ・遅い就寝及び遅い起床（問題点 2）
- ・朝食欠食（問題点 2、3）
- ・主食、主菜、副菜がそろわない朝食（問題点 3、4）
- ・菓子類の間食習慣（問題点 3）

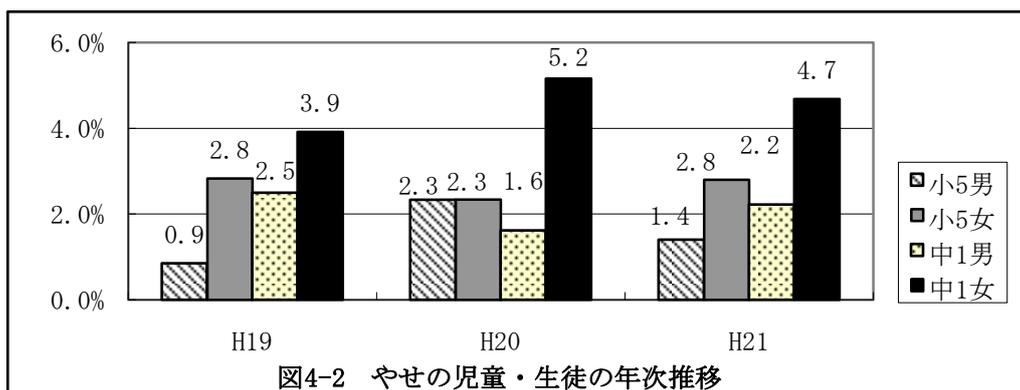
(3) 学齢期（小・中学生）

ア 小・中学生の発育状況^{※5}

小学生の肥満は減少しています。中学生は横ばいで推移しています。やせの割合は小・中学生共に男子よりも女子で高い傾向にあり、特に中学1年生の女子で高くなっています。



資料：新潟県「平成 17～21 年度 新潟県学校保健統計」



資料：三条市「平成 19～21 年度 学校食育推進事業身体計測結果」

※5 学童期の肥満・やせの判定基準

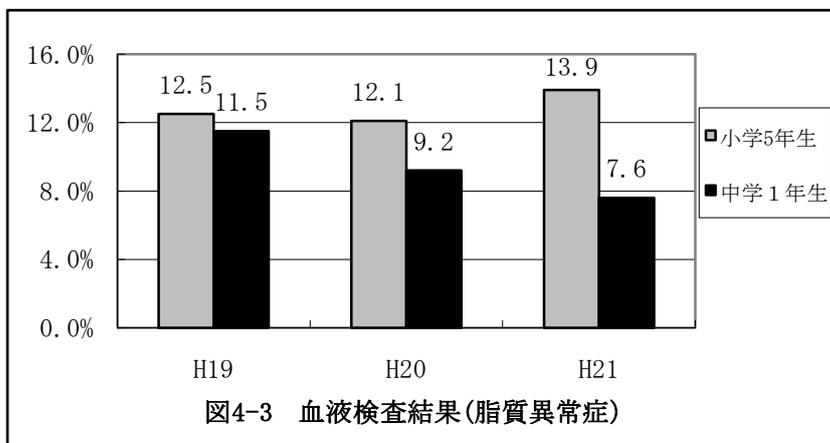
$$\text{肥満度} = (\text{実測体重 (kg)} - \text{標準体重 (kg)}) \div \text{標準体重 (kg)} \times 100 (\%)$$

肥満度は身長と体重のつりあいをみる上記の式により算出されます。学童期以降は一般に肥満度が+20%以上を肥満、-20%以下をやせとして取り扱っています。

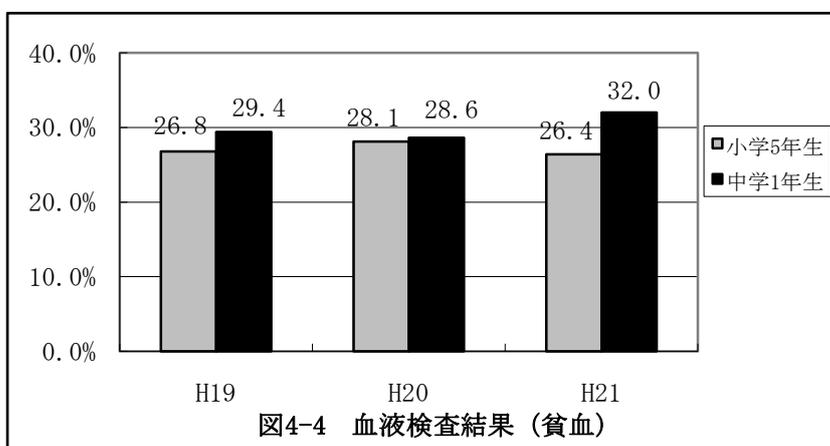
標準体重は平成 12 年学校保健統計から作成された男女別年齢別身長別標準体重(村田式)を用いています。

イ 学校食育推進事業での血液検査^{※6}等の状況

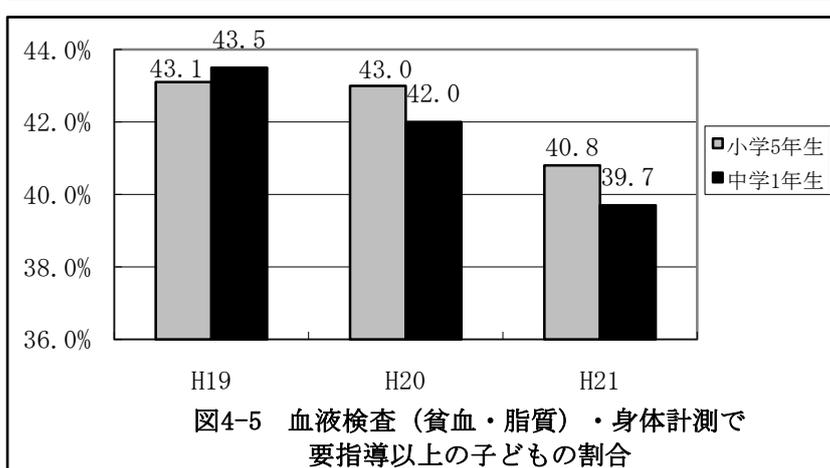
学校において望ましい食生活を学ぶ学習の動機付けとし、全市の小学5年生と中学1年生に身体計測及び血液検査を実施しています。



脂質異常症の割合は、平成21年度で小学5年生は13.9%と僅かに増加しています。中学1年生は年々減少しています。(平成19年度の小学5年生と平成21年度の中学1年生は同一対象)



貧血者の割合は、小中学生共に3割前後で推移しています。



血液検査等の結果で要指導・要受診の児童・生徒は約4割で年々減少しています。

資料：三条市「平成19～21年度 学校食育推進事業身体状況及び血液検査

※6 三条市学校食育推進事業血液検査結果の判定基準

脂質異常症については動脈硬化性疾患診療ガイドライン 2007年版における診断基準を用いています。貧血の判定基準については保健所、指導医の意見を参考にした値を用いています。

項目	判定区分			
	異常なし	要指導	要受診	
脂質異常症	HDL-C (mg/dl)	40 以上	40 未満	
	中性脂肪 (mg/dl)	150 未満	150 以上	
	LDL-C (mg/dl)	140 未満	140 以上	
貧血	血色素 (g/dl)	12.0 以上	11.0~11.9	10.9 以下
	ヘマトクリット値 (%)	36.0 以上	34.0~35.9	33.9 以下*
	血清鉄 (μg/dl)	70 以上	70 未満	

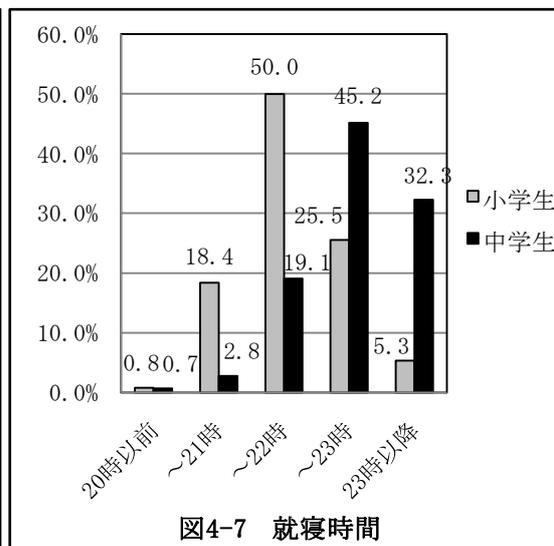
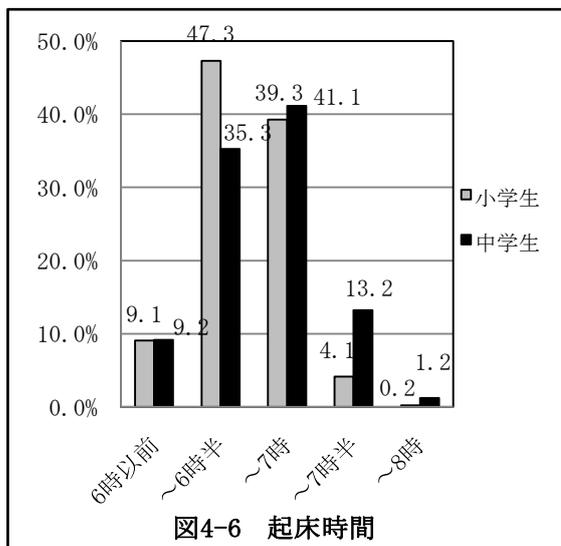
※血色素が「異常なし」または「要指導」の場合は「要指導」とする

ウ 小・中学生の生活状況

三条市では、毎年全市の小学4・5・6年生と中学1・2年生を対象に子どもの生活実態調査を実施しています。

(ア) 就寝・起床時間の状況

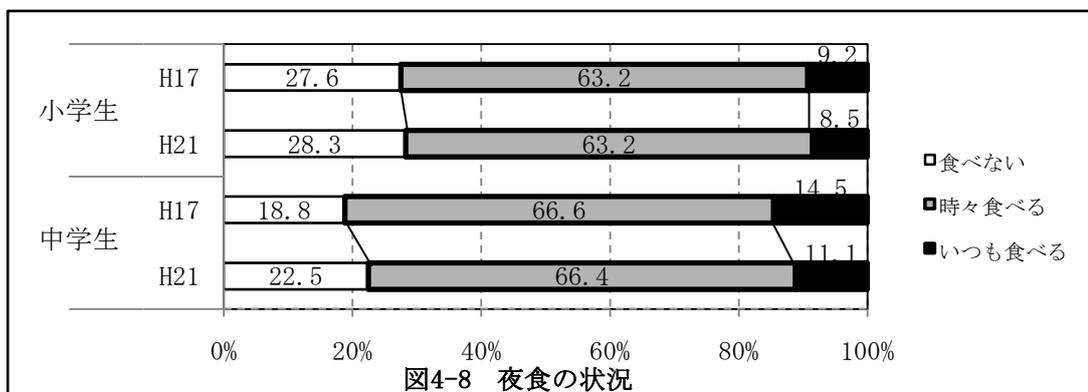
起床時間が7時以降の小学生は合わせて43.6%、中学生は55.5%です。また、就寝時間が22時以降の小学生は30.8%、中学生では77.5%と高く、学年が上がるにつれ起床・就寝時間が遅くなる傾向がみられます。



資料：三条市「平成21年度 子どもの生活実態調査」

(イ) 夕食後の間食状況

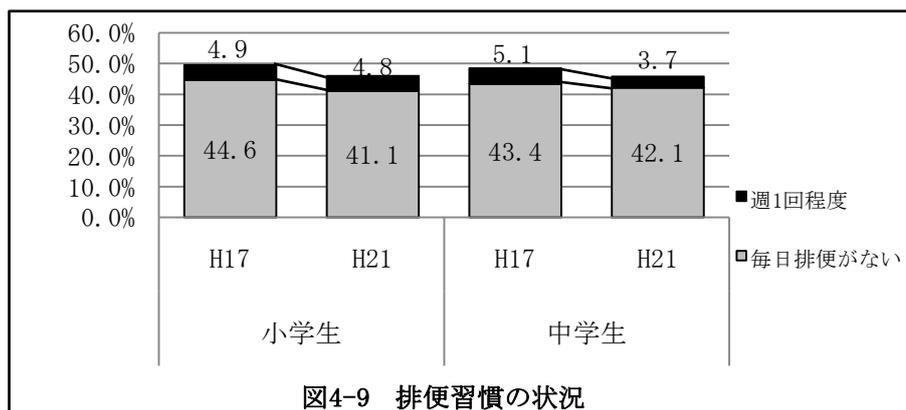
夕食後に間食を食べる人の割合は平成 21 年度では減少し、「いつも食べる」「時々食べる」を合わせて小学生で 71.7%、中学生で 77.5%です。



資料：三条市「平成 17、21 年度 子どもの生活実態調査」

(ウ) 排便習慣の状況

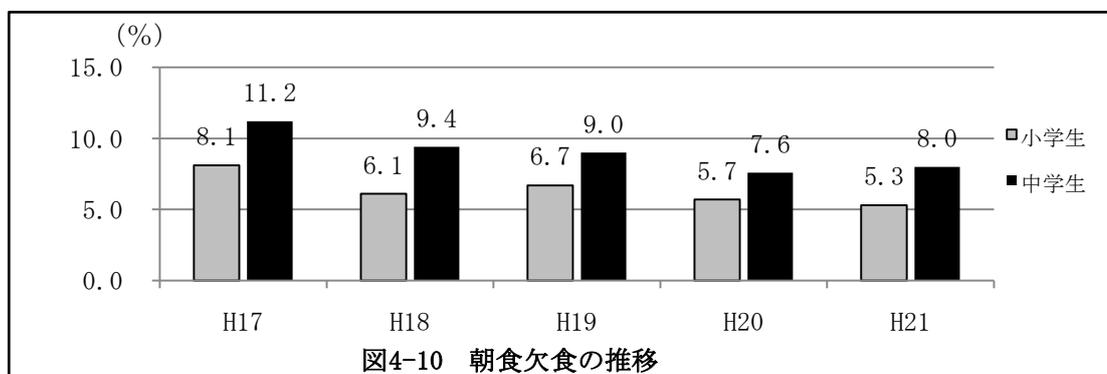
平成 21 年度の毎日排便習慣のない児童・生徒の割合は合わせて小学生で 44.9%、中学生で 45.8%です。平成 17 年度に比べ減少しています。



資料：三条市「平成 17、21 年度 子どもの生活実態調査」

(エ) 朝食欠食の状況

市内小中学生の朝食欠食割合は、平成 17 年度に比べ減少しています。



資料：三条市「平成 17～21 年度 子どもの生活実態調査」

(オ) 朝食欠食の理由

朝食欠食の主な理由は「時間がない」「食欲がない」などです。

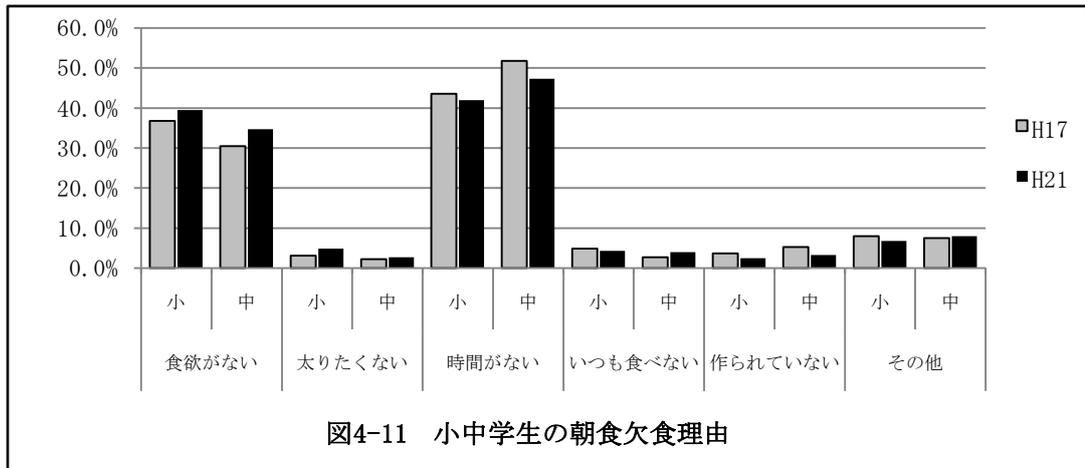


図4-11 小中学生の朝食欠食理由

資料：三条市「平成 17、21 年度 子どもの生活実態調査」

(カ) 朝食内容の状況

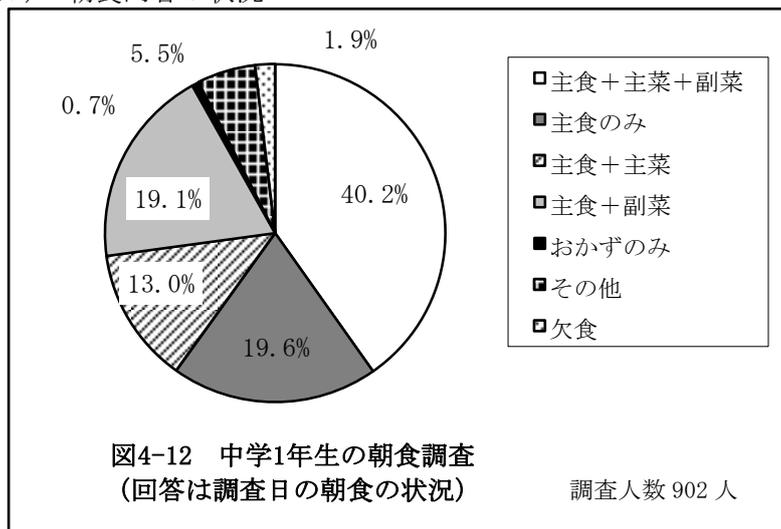


図4-12 中学1年生の朝食調査 (回答は調査日の朝食の状況)

調査人数 902 人

食育授業の中で中学 1 年生にその日の朝食内容を質問したところ、主食・主菜・副菜が揃った朝食を食べていた生徒は 40.2%でした。中には菓子パン、カップ麺、ゼリーを朝食にしている生徒がいました。

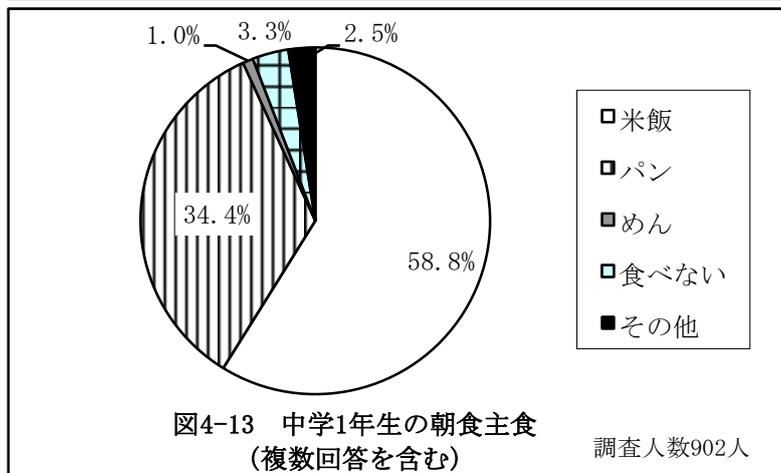


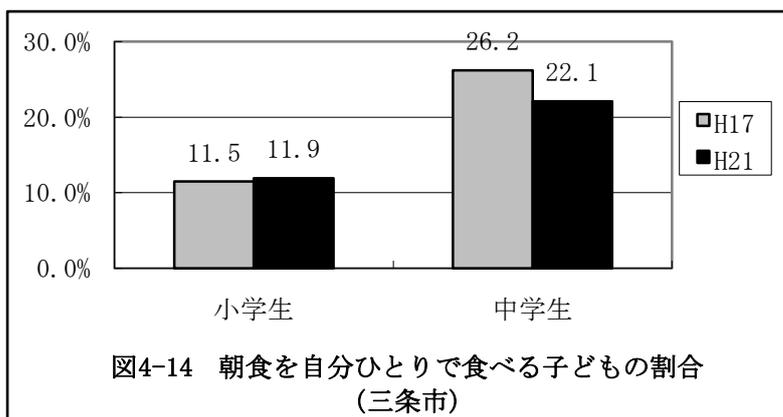
図4-13 中学1年生の朝食主食 (複数回答を含む)

調査人数 902 人

朝食の主食内容は、米飯が 58.8%、パンが 34.4%でした。

資料：三条市「平成 21 年度 食育授業における朝食内容調査結果」

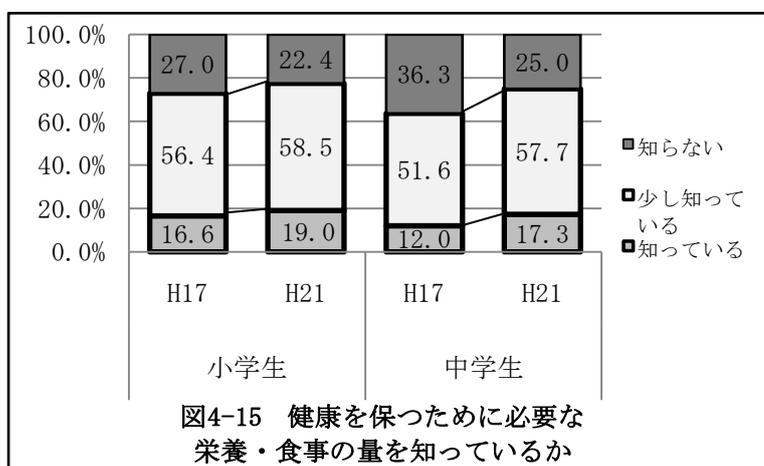
(キ) 孤食の状況



朝食を自分ひとりで食べる割合は小学生で横ばい、中学生では減少しています。

資料：三条市「平成 17、21 年度 子どもの生活実態調査」

(ク) 食生活に関する知識



「健康を保つために必要な栄養・食事の量を知っていますか」という質問に対して、「知っている」「少し知っている」と回答した割合は、小・中学生共に増加しています。

資料：三条市「平成 17、21 年度 子どもの生活実態調査」

エ 学校給食の状況

(ア) 学校給食の実施状況

三条市では給食を「生きた教材」として、子どもたちの生涯にわたる健康的な食習慣の定着のため、毎日米飯を主食に地産地消を基盤とした給食を実施しています。

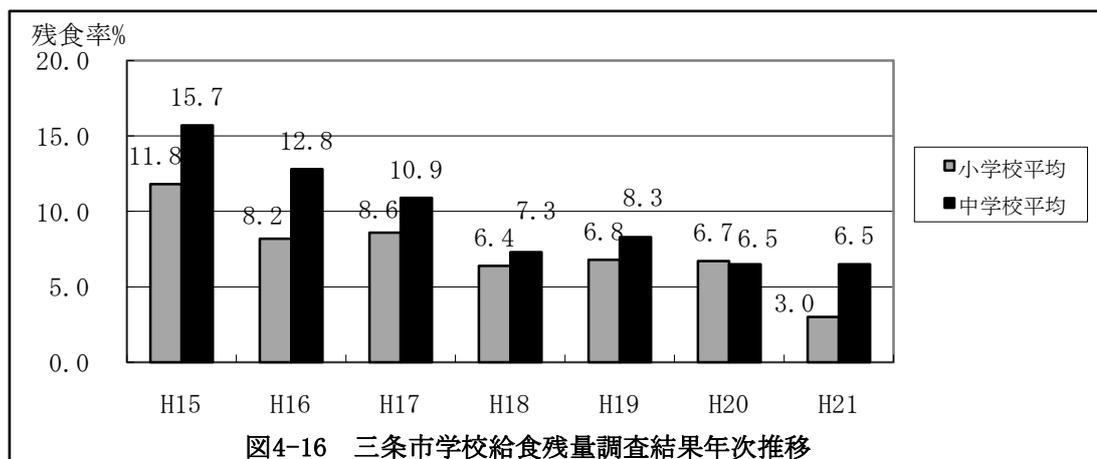
表 2 学校給食の状況

施設名	配食校数			配食人数 (教職員含) 3432 人
	小学校	中学校	計	
三条学校給食共同調理場	7 校	3 校	10 校	9686 人
井栗学校給食共同調理場	3 校	1 校	4 校	
嵐南学校給食共同調理場	5 校	3 校	8 校	
栄学校給食共同調理場	3 校	1 校	4 校	
下田学校給食共同調理場	6 校	1 校	7 校	
計	24 校	9 校	33 校	

資料：三条市教育委員会（平成 21 年 5 月 1 日現在）

(イ) 学校給食残量の状況

学校の給食残食率^{※7}は小中学校共に減少しています。



資料：三条市「平成 15～21 年度 学校給食残量調査」

※7 給食残食率

給食残食率は、主食、おかずごとに給食実施日ごとの供給量の合計と残量の合計から算出しています。

$$\text{残食率 (\%)} = \frac{\text{総残食量}}{\text{総供給量}} \times 100$$

☆学齢期の食生活の問題点

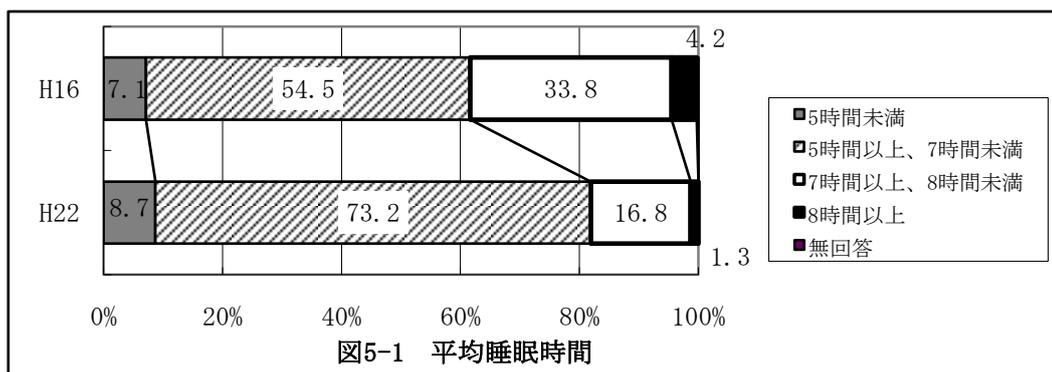
- ・肥満の出現 (問題点 1)
- ・女子中学生のやせ (問題点 1)
- ・貧血の出現 (問題点 1)
- ・排便習慣のない児童生徒 (問題点 2)
- ・朝食欠食 (問題点 2、3)
- ・遅い就寝及び遅い起床 (問題点 2)
- ・夕食後の間食習慣 (問題点 2)
- ・主食・主菜・副菜がそろわない朝食 (問題点 3、4)
- ・孤食 (問題点 4)

(4) 青年期(高校生)

平成 22 年 9 月に高校生の食生活の実態を把握するため、市内の県立高等学校(計 4 校)に通う高校 2 年生中、各学校 1 クラスを対象に、食生活に関するアンケート調査を実施し、149 人から回答を得ました。

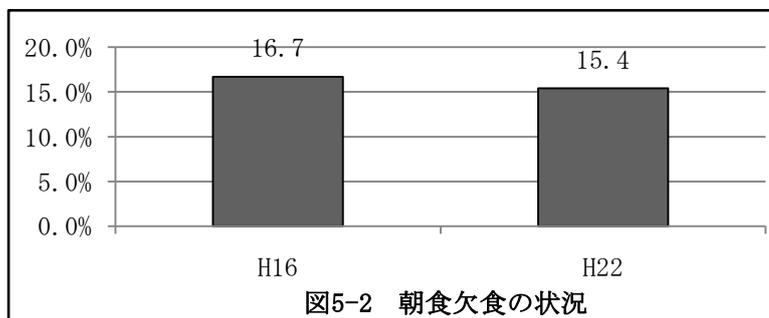
ア 睡眠時間

平成 22 年度では睡眠時間が 5 時間以上 7 時間未満の生徒が最も多く、73.2%となっています。睡眠時間が 7 時間以上の生徒が 16.8%と平成 16 年度に比べ減っています。



資料：三条市「平成 22 年度 高校生アンケート調査」

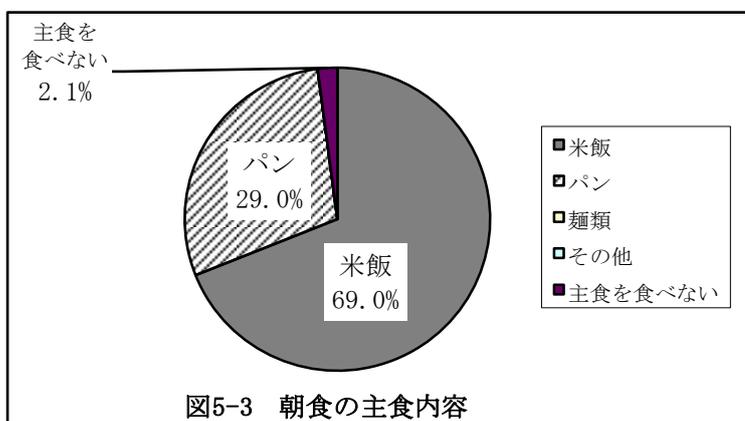
イ 朝食欠食の状況



朝食欠食の割合は減少しています。

資料：三条市「平成 22 年度 高校生アンケート調査」

ウ 朝食の主食内容



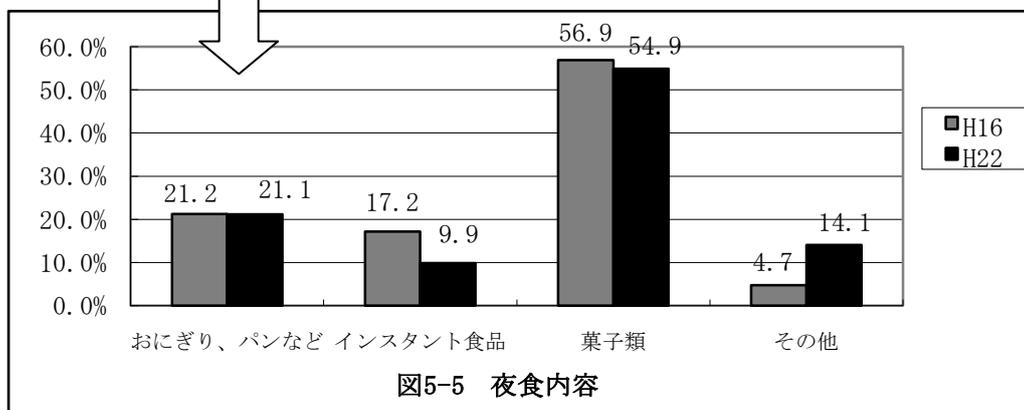
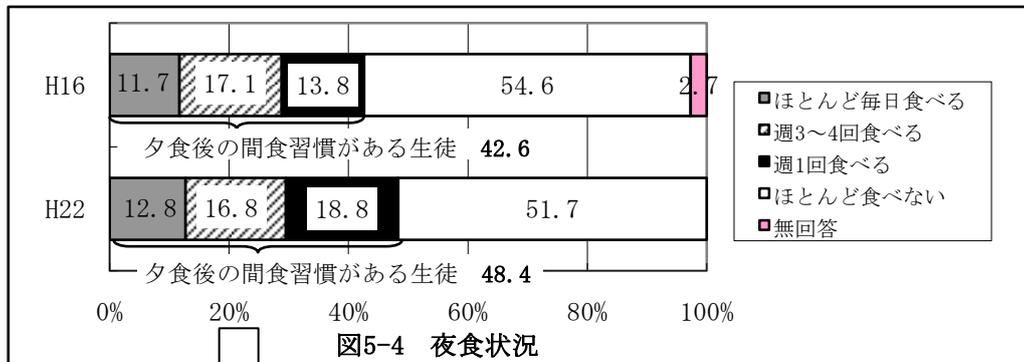
朝食の主食には米飯 69.0%、パン 29.0%と米飯を食べる生徒が多数います。

資料：三条市「平成 22 年度 高校生アンケート調査」

エ 夕食後の間食状況

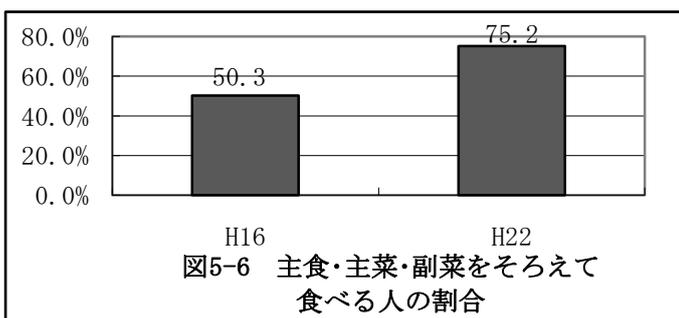
夕食後に間食を食べる習慣がある者は「毎日食べる」「週3~4回食べる」「週1回食べる」を合わせると48.4%と約半数です。

内容は「菓子類」を食べている生徒が54.9%と最も多く、次いで「おにぎり・パン」が21.1%となっています。「インスタント食品」を食べる生徒は9.9%と減少しています。



資料：三条市「平成22年度 高校生アンケート調査」

オ 健全な食生活を実践する高校生の割合



「普段の食事で主食・主菜・副菜をそろえて食べているか」という質問に対して、「はい」と回答した生徒は平成22年度で平成16年度よりも増加しています。

資料：三条市「平成22年度 高校生アンケート調査」

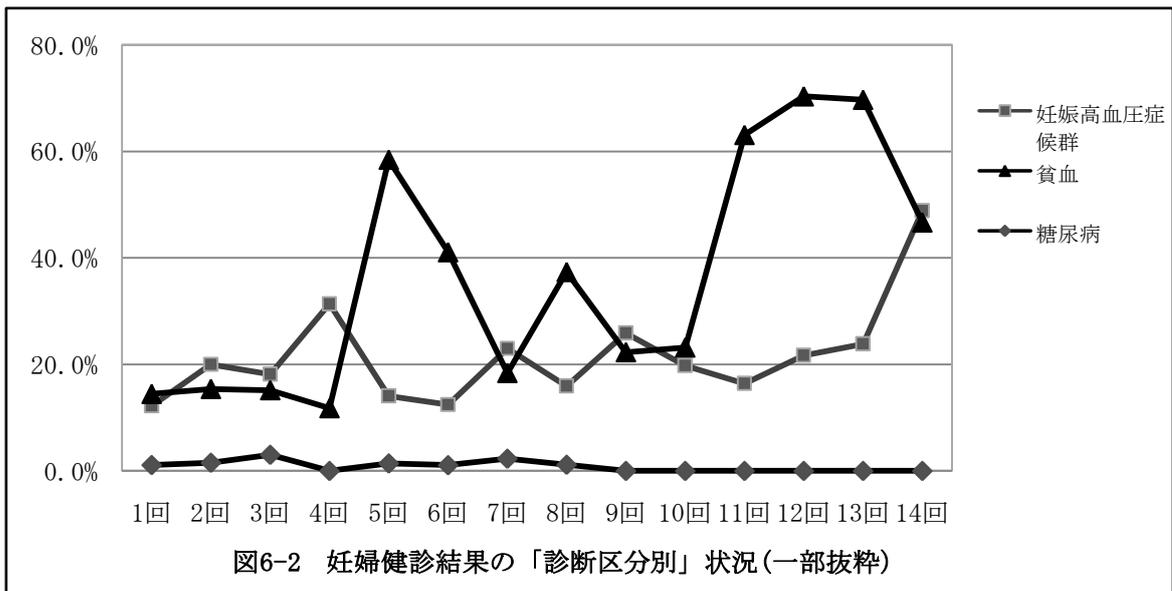
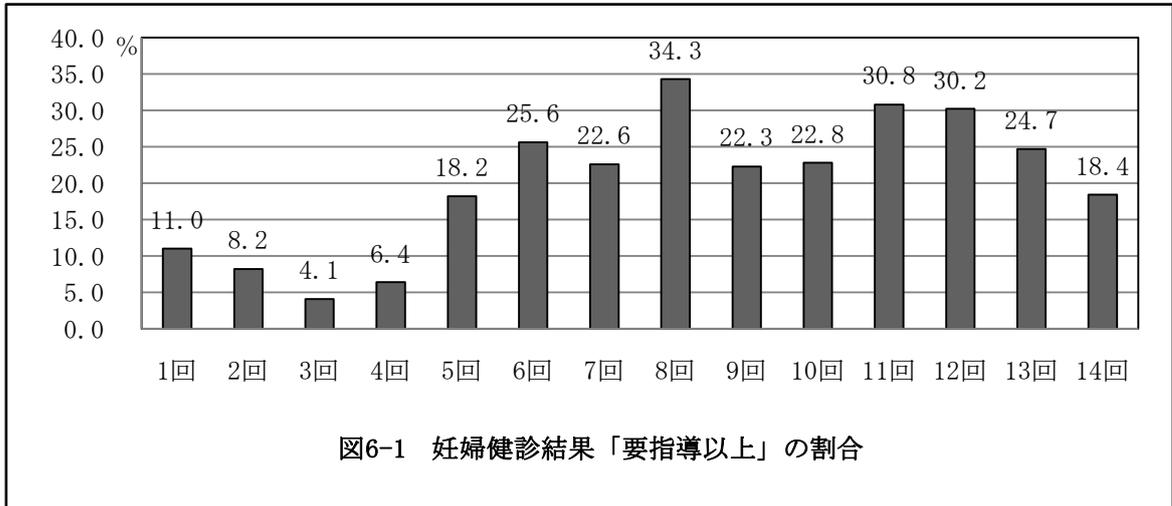
- ☆青年期の食生活の問題点
- ・短い睡眠時間 (問題点2)
 - ・朝食欠食 (問題点2)
 - ・夕食後の間食習慣 (問題点2)

(5) 妊娠期

ア 妊婦健診結果の状況

市では、妊婦一般健康診査の受診票を平成 21 年度より 1 人に対し 14 枚配布しています。その受診結果が要指導以上の人の割合が妊娠中期以降に多くなっています。

また、診断区分別の状況から、妊娠高血圧症候群は毎回 1～2 割程度みられ、貧血が 11 回目以降から 6 割を超えています。



資料：三条市「平成 21 年度 保健衛生の動向」

イ 低体重児（未熟児）の状況

出生時に体重が 2,500g 未満の低体重児（未熟児）の割合は全国、新潟県でも増加の傾向にあります。三条市では増減はあるものの、平成 20 年で全国と同値です。新潟県よりも高い割合となっています。

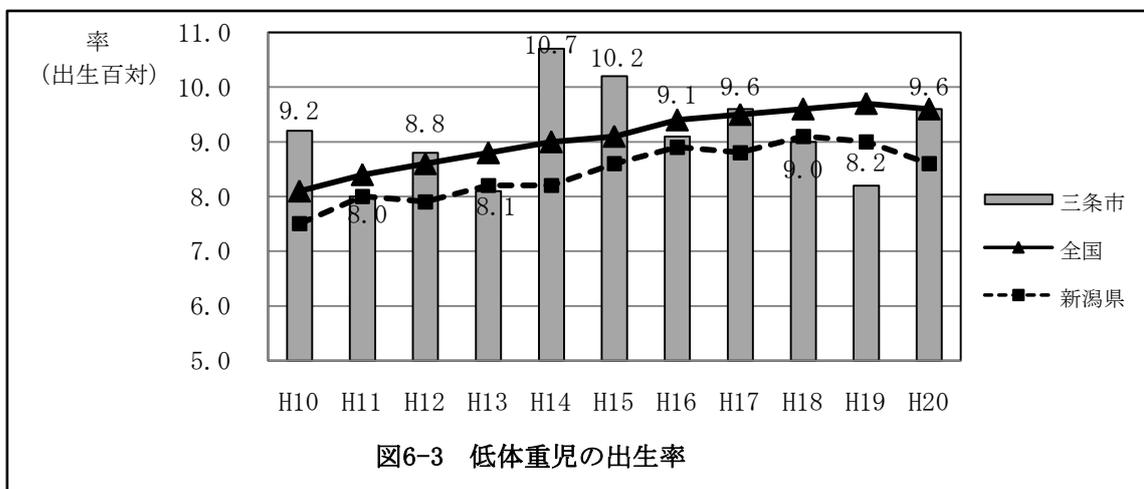


図6-3 低体重児の出生率

資料：三条市「保健衛生の動向」、厚生労働省「人口動態統計」

ウ 妊婦食生活の状況

妊娠 16 週～19 週の妊婦を対象にしたマタニティ教室において、参加者に食生活アンケートを実施しています。平成 21 年度の教室参加者のうち 122 名より回答を得ました。

(ア) 朝食の主食内容

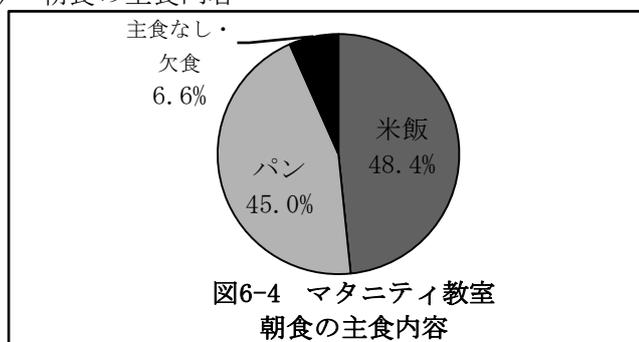


図6-4 マタニティ教室 朝食の主食内容

主食に米飯を食べる妊婦の割合は 48.4%です。主食を食べない又は欠食という人が 6.6%います。

資料：三条市「平成 21 年度マタニティ教室食事調査結果」

(イ) 朝食の内容

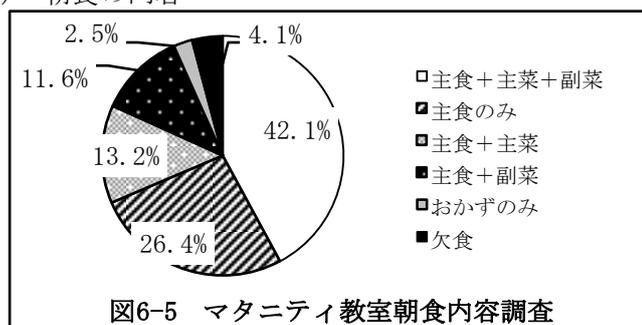


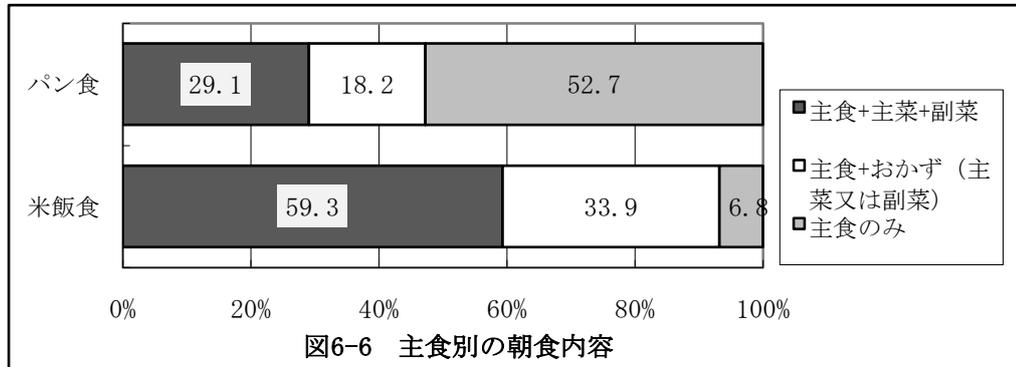
図6-5 マタニティ教室朝食内容調査

主食・主菜・副菜が揃った朝食をとっている妊婦は 42.1%でした。

資料：三条市「平成 21 年度マタニティ教室食事調査結果」

(ウ) 主食別の朝食内容

主食による朝食内容の違いをみると、米飯では主食・主菜・副菜が揃っている人が59.3%とパン食の29.1%に比べ多くなっています。パン食では主食のみで済ませる人が52.7%と多くいます。



資料：三条市「平成21年度マタニティ教室食事調査結果」

☆妊娠期の食生活の問題点

- ・妊娠末期における貧血の出現 (問題点1)
- ・低体重児の増加 (問題点1)
- ・朝食欠食 (問題点2、3)
- ・主食・主菜・副菜がそろわない朝食 (問題点3、4)

(6) 壮年・高齢期

ア 肥満^{※8}の状況

40～60 歳代男性で肥満の割合が高くなっています。

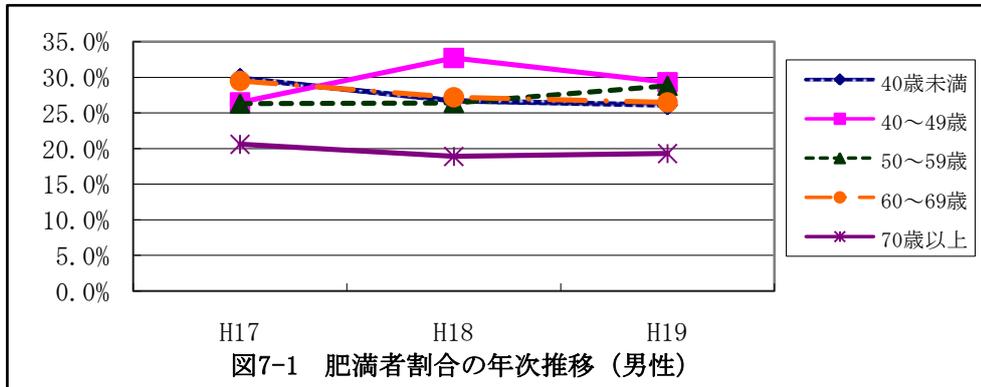


図7-1 肥満者割合の年次推移 (男性)

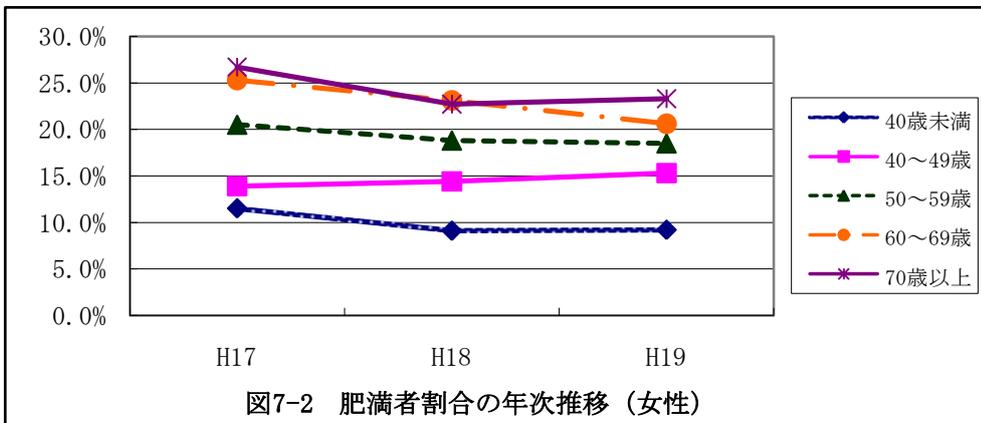


図7-2 肥満者割合の年次推移 (女性)

資料：三条市「保健衛生の動向」基本健康診査

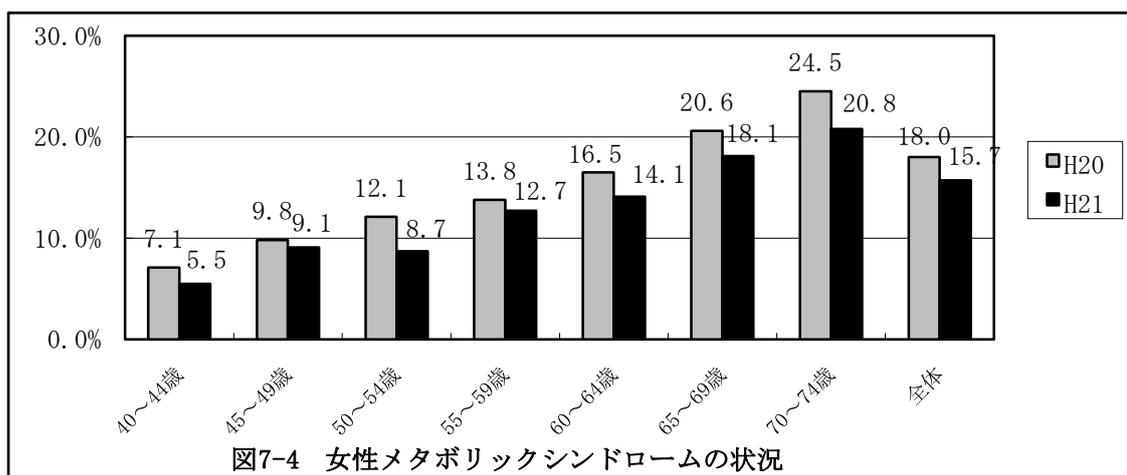
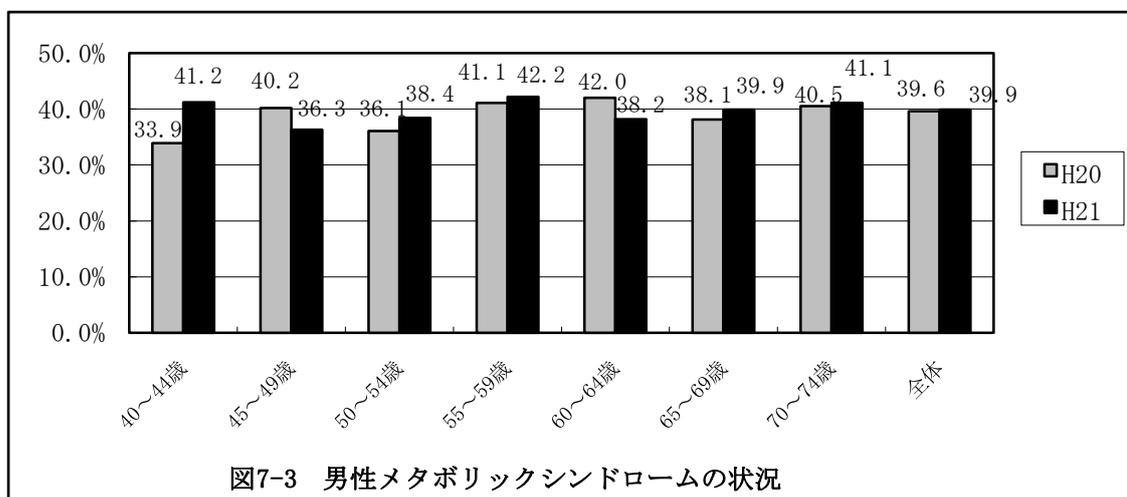
※8 肥満の判定基準

体格指数 (Body Mass Index : BMI) = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ²

BMI	判定
<18.5	やせ
18.5～24.9	普通
25 ≤	肥満

イ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）※9 該当者の状況

健康診査が平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のため、特定健康診査に移行しました。男性は、どの年代においても4割近い人がメタボリックシンドロームに該当しています。女性は、年齢が上がるにつれて該当者が多くなる傾向にありますが、前年よりも各年代において減少しています。



資料：三条市「保健衛生の動向」特定健康診査（三条市国保）

※9 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の判定基準

日本肥満学会、日本動脈硬化学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本循環器学会、日本腎臓病学会、日本血栓止血学会、日本内科学会の8学会が日本におけるメタボリックシンドロームの診断基準をまとめ、平成17年4月に公表しました。

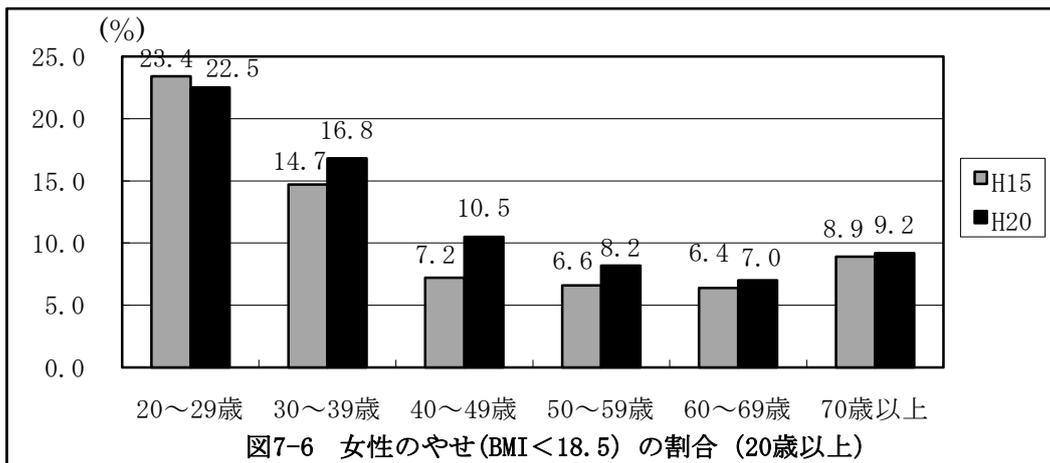
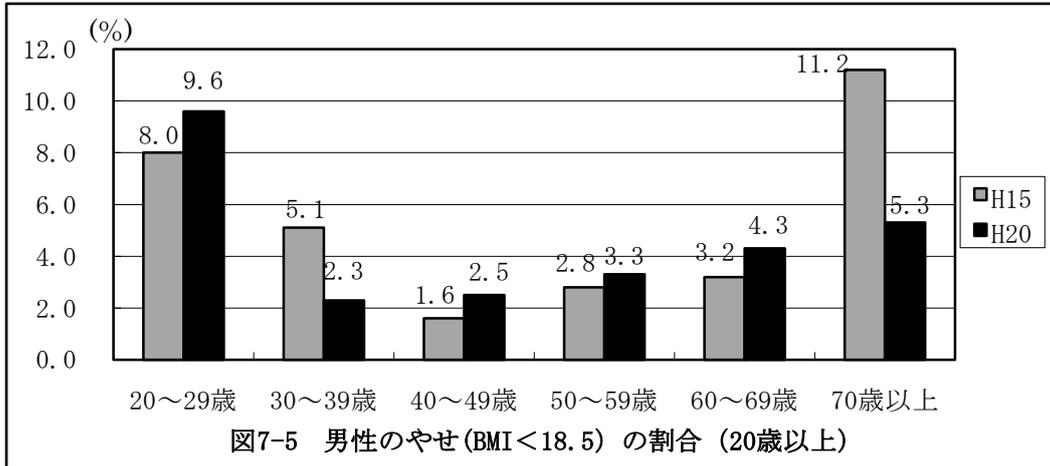
腹囲周囲径が男性で85 cm以上、女性では90 cm以上であること、もしくは内臓脂肪面積が100 cm²以上に相当する（男女とも）ことに加え、次の3項目のうち2つ以上該当する者をメタボリックシンドロームといいます。

- (1) 中性脂肪が150 mg/dl以上、または（かつ）、HDL コレステロールが40 mg/dl未滿、もしくはコレステロールを下げる薬を服用
 - (2) 収縮期血圧130 mm Hg以上かつ、または（かつ）、拡張期血圧が85 mm Hg以上もしくは血圧を下げる薬を服用
 - (3) 空腹時血糖が110 mg/dl以上又はHb A1c5.5%以上、もしくはインスリン注射または血糖を下げる薬を服用
- （なお、空腹時血糖とHb A1cの両方を測定している場合は、空腹時血糖の結果を優先する）

ウ やせの状況

厚生労働省の「国民健康・栄養調査」より全国の男性のやせの割合をみると、平成20年度に増加している年代が多い状況です。一方で30歳代と70歳以上については減少しています。

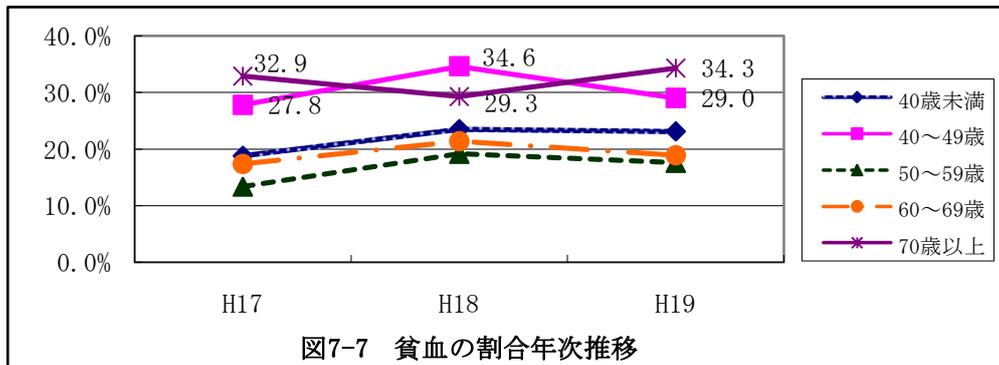
全国の女性のやせの割合は、20歳代が各年代の中で最も高くなっています。30歳代以降では、平成15年よりも増加しています。



資料：厚生労働省「平成15、20年度 国民健康・栄養調査」

エ 貧血者^{*10}の状況

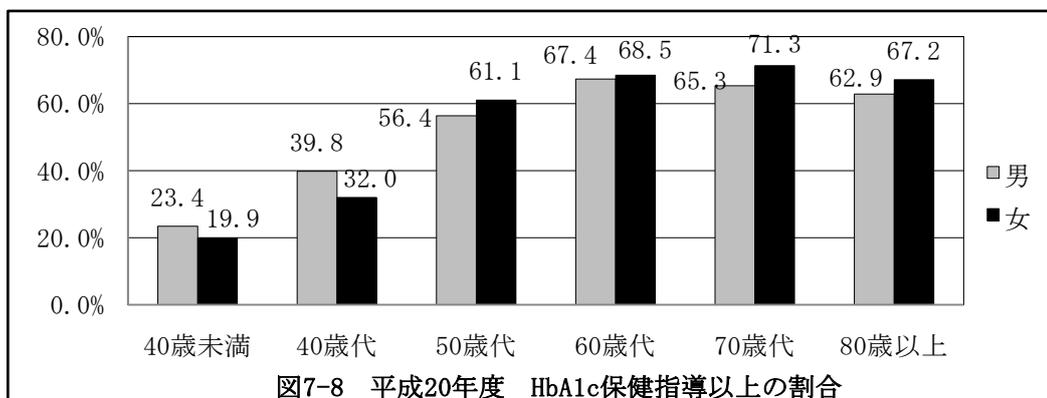
平成19年度の貧血者の割合は、40歳代で29.0%、70歳以上で34.3%です。



資料：三条市「保健衛生の動向」基本健康診査

オ 糖代謝異常の状況

HbA1c ※11 の要保健指導・受診勧奨の人の割合は 40～60 歳代にかけて急激に増加し、60 歳代以降は高い状態になっています。



資料：三条市「保健衛生の動向」特定健康診査（三条市国保）

※10 貧血、※11 HbA1c の判定基準

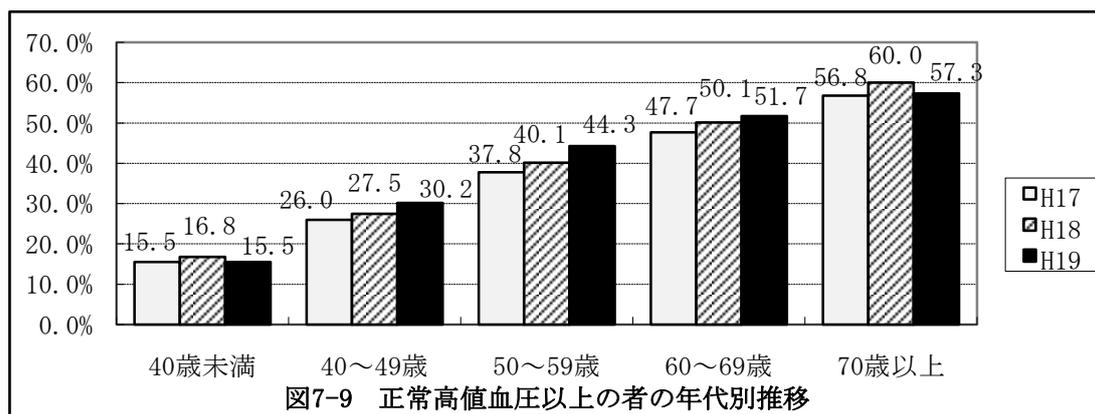
健康診査実施要領に基づき、下記の判定基準を用いた。

項目		判定区分			
		異常なし	保健指導（要指導）	受診勧奨	
貧血	血色素	男	13.1 以上	12.1～13.0	12.0 以下
		女	12.1 以上	11.1～12.0	11.0 以下
	ヘマトクリット値	男	39.0 以上		38.9 以下
		女	36.0 以上		35.9 以下
HbA1c*		5.1 以下	5.2～6.0	6.1 以上	

※HbA1c…過去 1、2 か月の血糖値を表す値で、糖尿病の診断に用いられる。

カ 血圧※12 の状況

血圧は、年齢が上がるほど高い人が多く、40～60 歳代では年々増えています。



資料：三条市「保健衛生の動向」基本健康診査

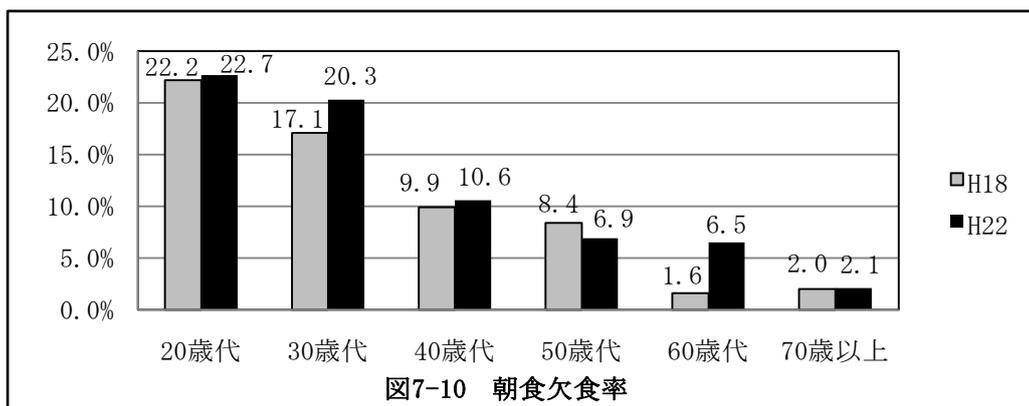
※12 血圧の診断基準

高血圧治療ガイドライン 2004 年版の下記の診断基準を用いた。

分類	最大血圧		最小血圧
正常血圧	130 未満	かつ	85 未満
正常高値血圧	130～139	または	85～89
高血圧	140 以上	または	90 以上

キ 朝食欠食の状況

朝食欠食率は20～30歳代で高い状況にあります。



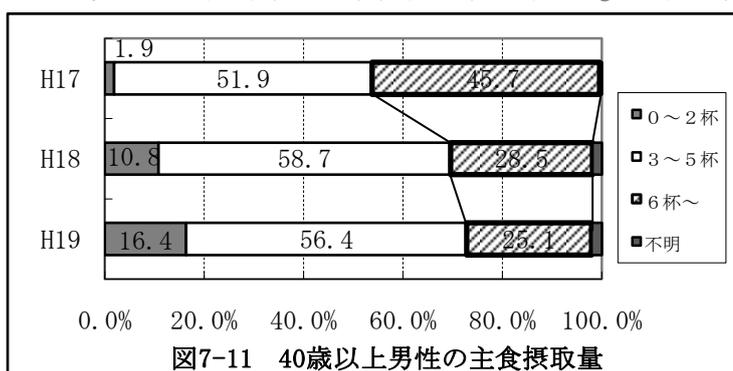
資料：三条市「平成18、22年度 市民満足度調査」

ク 基本健康診査食事問診結果の状況

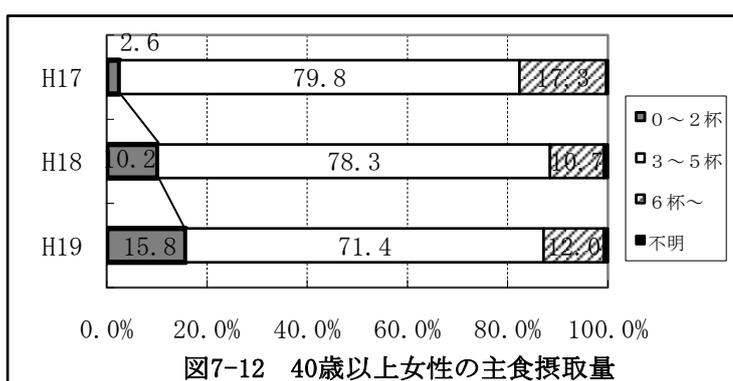
基本健康診査で、受診者を対象に普段の食生活について聞き取り調査を実施しました。

(ア) 主食摂取量

主食摂取量（米飯、パン、麺）を、米飯100g=1杯に換算しています。



男性の1日の主食摂取量は6杯程度が目安とされています。6杯以上の方は平成19年度で25.1%です。一方で、0～2杯が16.4%と主食摂取量が少ない人が増えています。



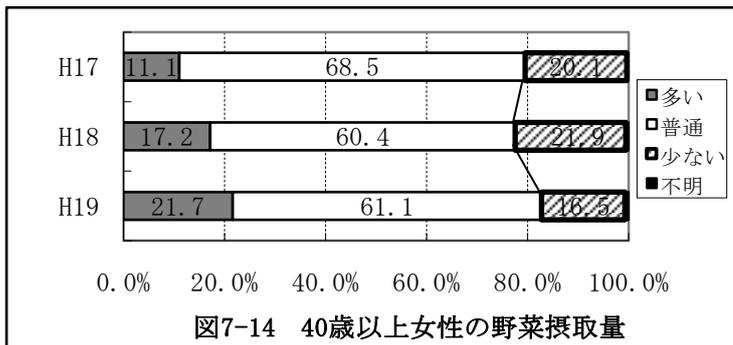
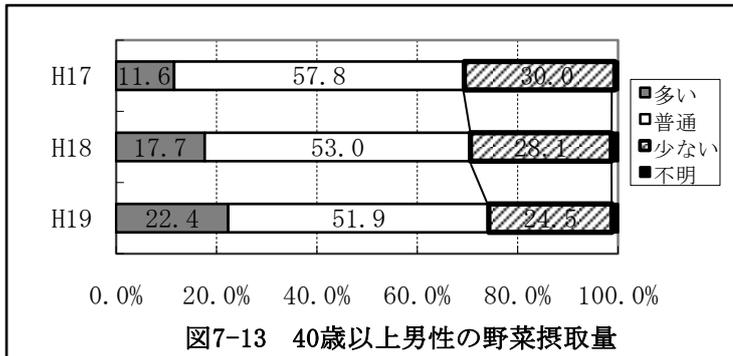
女性において0～2杯の人が平成19年度で15.8%と年々増加しており、主食量が少ない人が増えています。

資料：三条市「保健衛生の動向」基本健康診査

(イ) 野菜摂取量

野菜（淡色野菜・緑黄色野菜）摂取量は、1日350gを「普通」としています。

男女とも野菜を十分食べる人が増加しています。

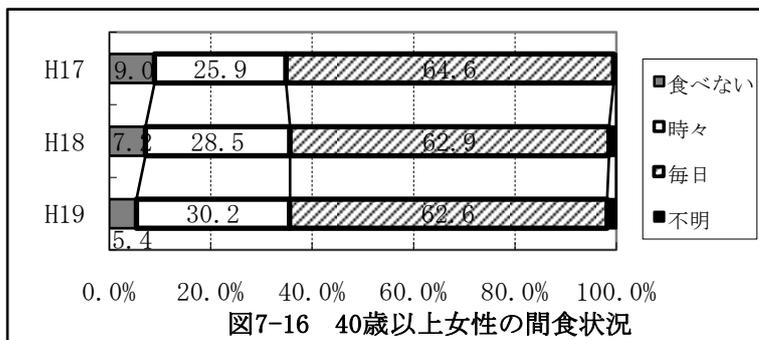
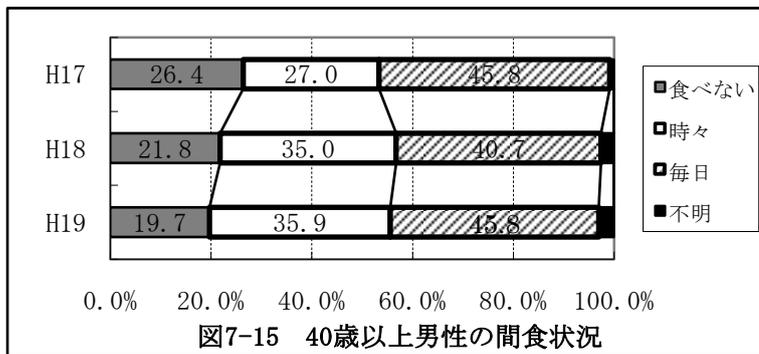


資料：三条市「保健衛生の動向」基本健康診査

(ウ) 間食の状況

1日の中で、菓子類や嗜好飲料（清涼飲料水、砂糖やミルク入りのコーヒー・紅茶など）を摂ることを間食としています。

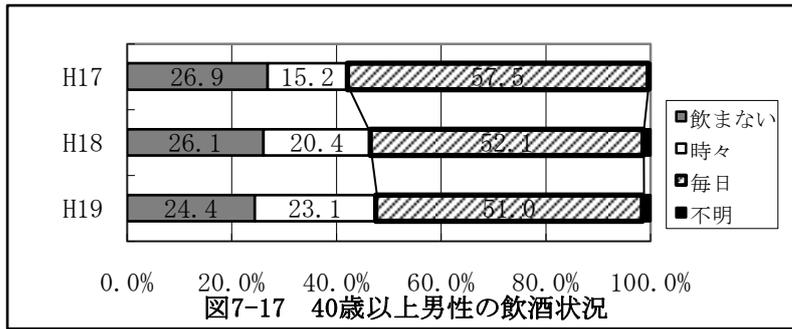
男性は間食習慣がある人が増加しており、「時々食べる」「毎日食べる」を合わせて平成19年度で81.7%です。



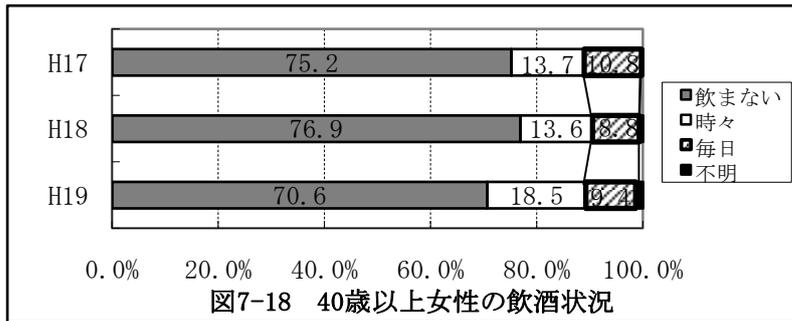
女性も、間食習慣がある人が増加しており、「時々食べる」「毎日食べる」を合わせて平成19年度で92.8%です。特に、男性と比べて「毎日食べる」人が62.6%と多くなっています。

資料：三条市「保健衛生の動向」基本健康診査

(エ) 飲酒の状況



男性はアルコールを「毎日飲む」人は減少していますが、平成19年度で51.0%と半数を超えています。

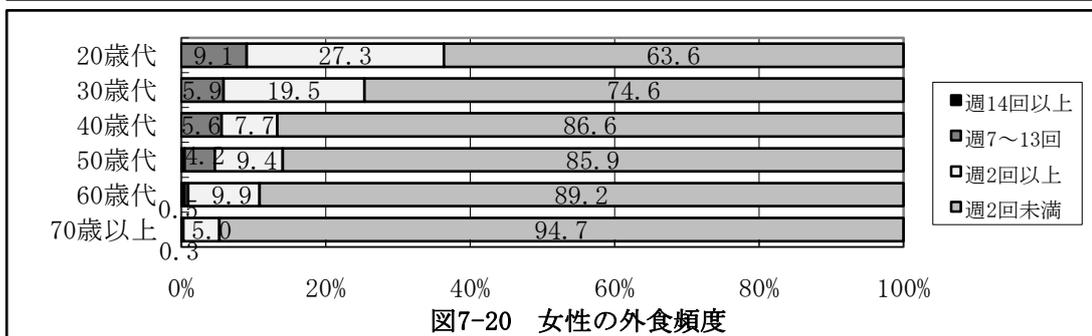
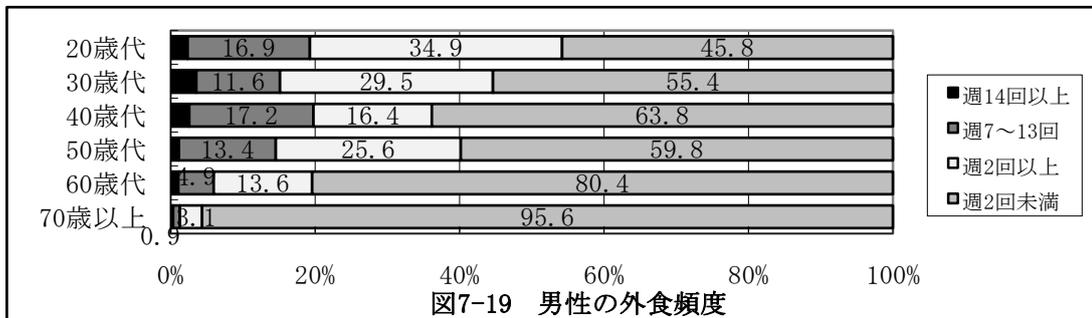


女性はアルコールを「飲まない」人の割合が男性よりも多く、平成19年度で70.6%です。アルコールを「毎日飲む」人は9.4%います。

資料：三条市「保健衛生の動向」基本健康診査

ケ 外食^{※13}の利用状況

女性は男性に比べると外食する人は少ない傾向にあります。20歳代の男女とも若い年代で外食が多い傾向にあります。



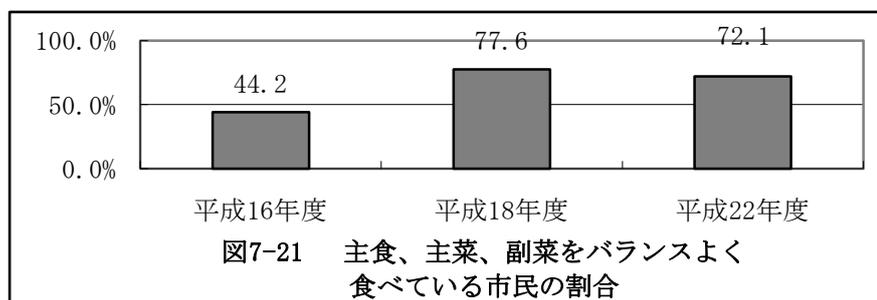
資料：新潟県「平成21年度 県民健康・栄養実態調査」

※13 外食

県民健康・栄養実態調査では、普段、飲食店での食事や家庭以外の場所で出前をとったり、市販のお弁当を買って食べる場合があるかどうかを聞いています。

コ 健全な食生活を実践する市民の割合

「毎日の食事で主食、主菜、副菜をバランスよく食べているか」という質問に対し、「はい」と回答した市民の割合は平成 22 年度で 72.1%と、平成 16 年度に比べ増加しています。



資料：三条市「平成 16 年度 市政アンケート」
三条市「平成 18、22 年度 市民満足度調査^{※13}」

※14 市民満足度調査

市が提供する行政サービスについての満足度や今後の重要度などを調査し、今後の施策展開の基礎資料にすることを目的に実施しています。対象は三条市全域の 18 歳以上の市民とし、住民基本台帳から無作為抽出した 3,000 人に郵送（配布・回収）による自記式アンケートで行います。

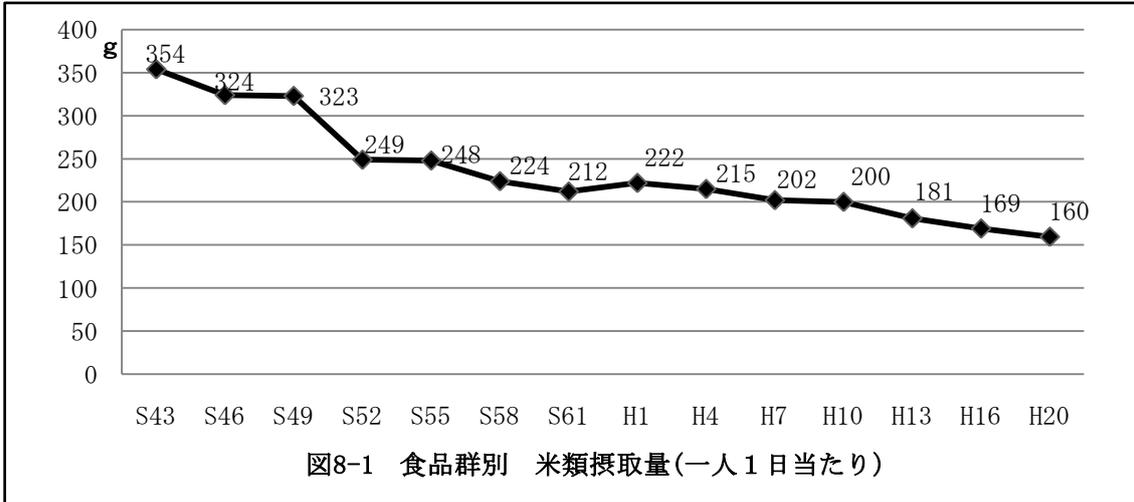
☆壮年・高齢期の食生活の問題点

- ・ 男性の肥満（問題点 1）
- ・ 男性のメタボリックシンドローム（問題点 1）
- ・ 若い女性のやせ（問題点 1）
- ・ 高齢者の貧血（問題点 1）
- ・ 40～50 歳代で糖代謝異常者が増加（問題点 1）
- ・ 高血圧の増加（問題点 1）
- ・ 20～30 歳代の朝食欠食（問題点 2、3）
- ・ 主食摂取量の減少（問題点 3、4）
- ・ 野菜摂取量の減少（問題点 3）
- ・ 間食習慣の増加（問題点 2、3）
- ・ 男性の飲酒習慣（問題点 3）
- ・ 若い男性の高い外食率（問題点 3）

3 地産地消等の状況

(1) 米の消費量

新潟県の県民栄養調査では、米類の摂取量は昭和43年の一人1日当たり354g(約2.3合)から、平成20年には160g(約1合)と半分以下に減少しています。

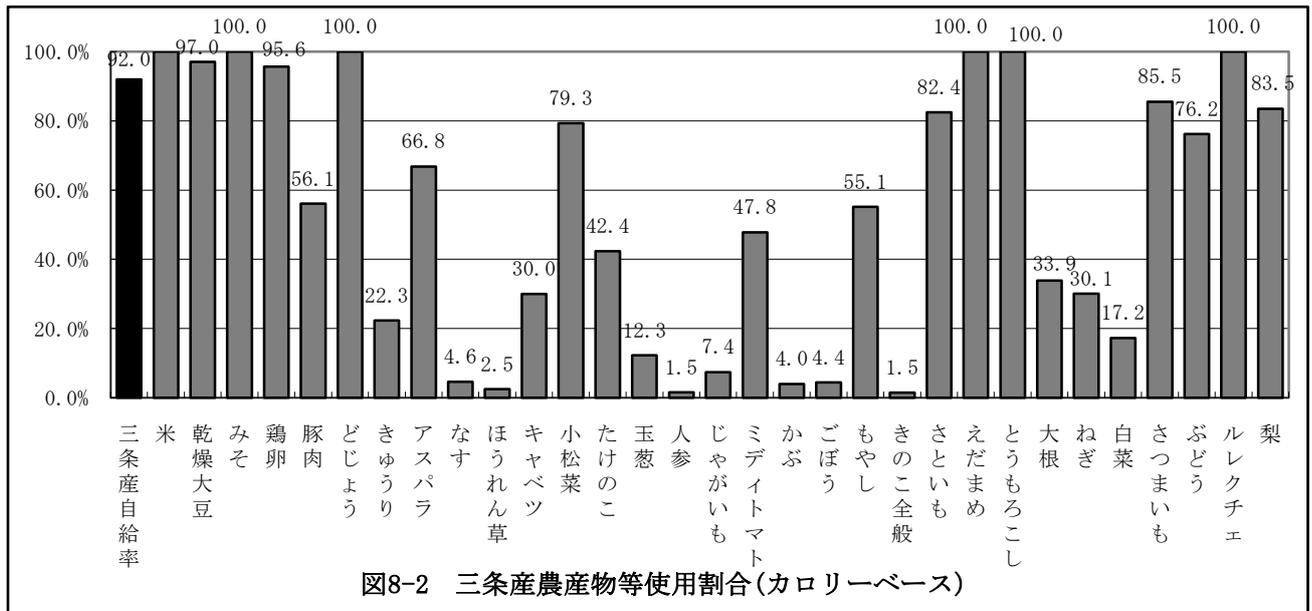


資料：新潟県「昭和43～平成20年 県民健康・栄養実態調査」

注)平成13年以降の調査は成分表や分類の変更により、以前の調査と接続しないため、換算した値を用いた。

(2) 学校給食における地元農産物等の使用状況

学校給食における地元農産物等の使用状況は、カロリーベースで県内産は66.6%、三条産は47.3%です。ただし、三条市では魚介類や乳製品の供給が困難であり、市内で生産可能な品目に絞れば、給食の使用割合はカロリーベースで92.0%です。

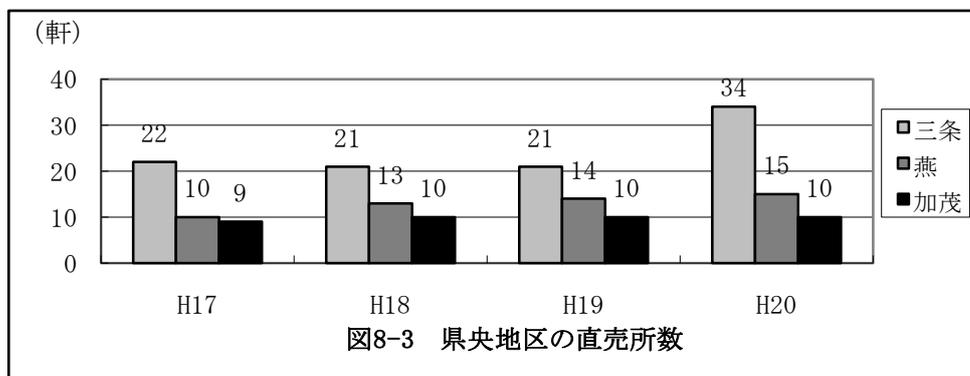


資料：三条市「平成21年度 地元農産物等活用状況」

(3) 直売所等の状況

直売所では生産者と消費者が、いわゆる「顔が見える」状況で販売していることから安心感が得られ、新鮮で栄養価の高い農産物を購入することができます。

三条市でも多くの農産物の直売所が開催され、その数は平成20年度で34か所となっています。直売所1か所あたりの世帯数をみると、三条市は1か所あたり1,002世帯、燕市は1,799世帯、加茂市は1,009世帯となっています。

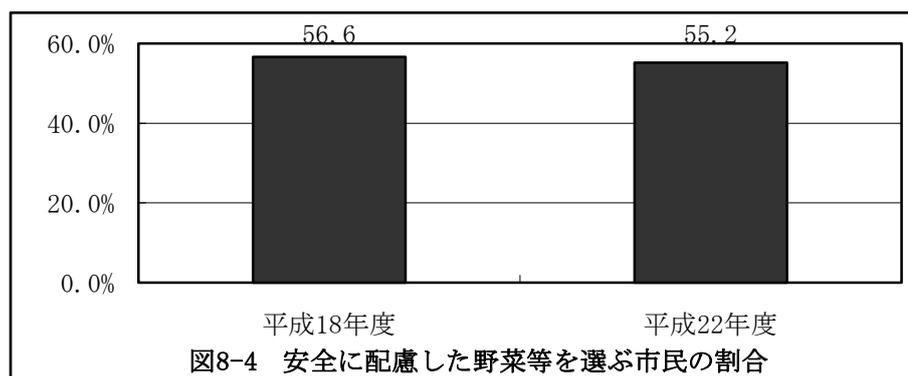


資料：新潟県「直売所・直食所の現況調査」、三条市農林課

(4) 安全に配慮した野菜等を選ぶ市民の割合

平成16年度の市政アンケートでは「農薬や化学肥料をできるだけ使わないようにした野菜など、安全性に配慮した食品を選ぼうと思うか」という質問に対し、「はい」と回答した市民は85.5%と意識が高くなっています。

平成18、22年度の市民満足度調査では「農薬や化学肥料をできるだけ使わないようにした野菜など、安全性に配慮した食品を選んでいきますか」という質問に対し、「はい」と回答した市民は平成22年度で55.2%でした。安全性に対する意識の高さに比べると実践している人は少ない状況です。



資料：三条市「平成18、22年度 市民満足度調査」

☆地産地消の問題点

- ・米の消費量が減少（問題点3、4、5）
- ・実践に結びつかない食への安全意識（問題点5）

4 農業体験や交流活動の状況

子どもたちが農作物の生育、観察や収穫の一連を体験したり、生産者から生産過程や収穫での苦労話を聞いたりすることにより、食べ物に興味をもち、大切にしよう農業体験や生産者との交流会を実施しています。

(1) 保育所（園）での野菜作り体験

平成 21 年度より市内全保育所（園）31 か所で実施されています。また、生産者との交流会を実施している保育所（園）もあります。

表 3 野菜作り体験実施施設数

	平成 20 年度	平成 21 年度
野菜作り実施保育所(園)数	25 か所	31 か所

(2) 学校教育田の実施状況

市内の小中学校では、24 か校中 23 か校が学校田を有し、稲作の学習に取り組んでいます。また、校庭で農作物を育てたり、収穫した農作物を使用した調理実習や、収穫祭を行ったりしています。

(3) 小中学校での生産者交流会の実施状況

学校では給食の食材を提供している生産者と児童・生徒との交流会を実施しています。実施学校数は平成 21 年度で 14 校、参加生産者数 45 人です。

表 4 生産者交流会実施校と参加生産者数

	H17	H18	H19	H20	H21
学校数(校)	12	12	13	16	14
参加生産者数(人)	51	56	56	53	45



さつまいもの収穫体験



生産者交流会での生産者の講話

(4) その他の農業体験・交流活動

三条市では、市民が農業体験を通して自然の恵みを楽しみ、食文化を伝承するための取組を行っています。

表5 食に関する農業体験・交流活動

	事業名	実施期間	内 容	対象	参加人数	担 当
農業体験	みんなで農業体験講座	平成21年5月10日(日) ～11月8日(日)	農業未経験者に農業を体験する機会と日本の農業の現状を知っていただく機会を提供(23区画、11回実施)	40歳以上	延べ179人	生涯学習課、中央公民館 農林課、都市計画課みどりの相談所
	特定農地貸付け法によるしみん農園事業	平成21年4月1日(水) ～12月31日(木)	都市住民が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深める。	農業に関心がある方	22区画 21人	サンファーム
	市民農園等の実施	通年	北中市民農園、棚田オーナー	市民	2か所	農林課
	しみん食育と農業のつどい	平成21年10月17日(日)	栄地区にて野菜収穫体験バスツアーを実施	市民	44人	健康づくり課 農林課
環境保全	田んぼの生き物調査	①平成21年6月28日(日) ②平成21年7月19日(土) ③平成21年8月1日(土) ④平成21年8月22日(土)	水田や農業用排水路等の生き物を調査し、環境の実態を調査	親子、地域役員	①60人 ②40人 ③47人 ④55人	農林課
食文化の伝承	三条の食べ物について語る会～農文化の伝承～	平成22年2月20日(土)	大根料理の今昔を知る(調理実習と試食)	市民	15人	農村生活環境アドバイザー 農林課
	第四中学校区食推活動	平成21年6月20日(土)、21日(日)	笹団子作り	市民	8人、11人	食生活改善推進委員
	本成寺中学校区食推活動	平成21年11月28日(土)	伝承料理を作る	市民	14人	食生活改善推進委員
	下田中学校区食推活動	平成21年11月16日(月)	親子料理教室(ひこぜんを作る)	笹岡小5年親子	23人	食生活改善推進委員

資料：三条市「平成21年度 事務報告書」



田んぼの生き物調査



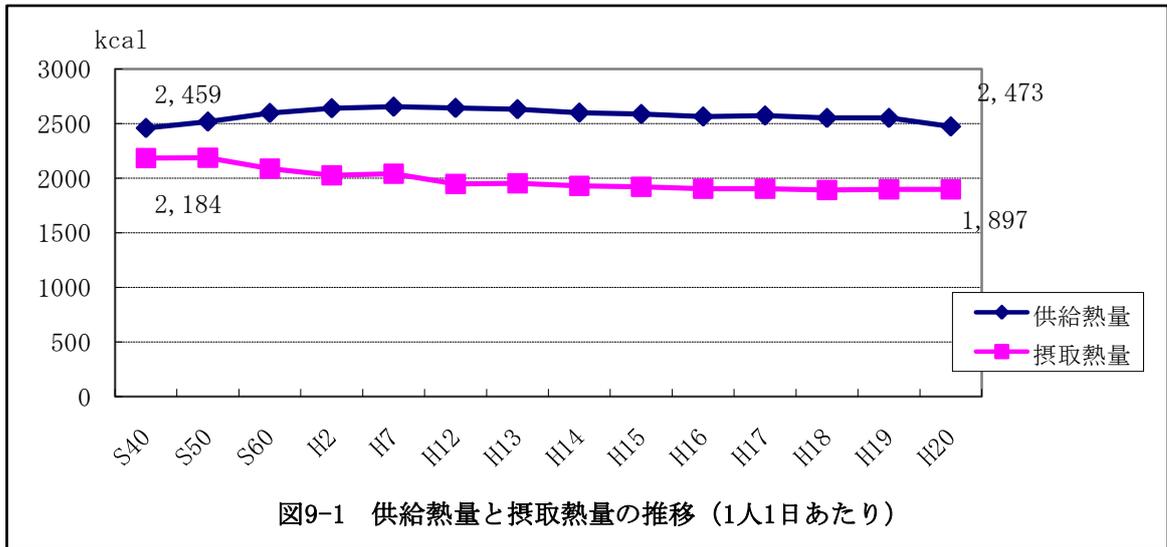
郷土料理「ひこぜん」作り

5 食品廃棄の状況

(1) 食べ残しや食品廃棄の状況

ア 供給熱量と摂取熱量の推移

近年、食べ残しや賞味期限切れなどに伴う廃棄等が食品産業や家庭で発生しています。これを、国民一人当たり供給熱量と摂取熱量^{※15}の差として捉えると、昭和40年は275kcalでしたが、平成20年は576kcalと、その差は拡大傾向で推移しています。



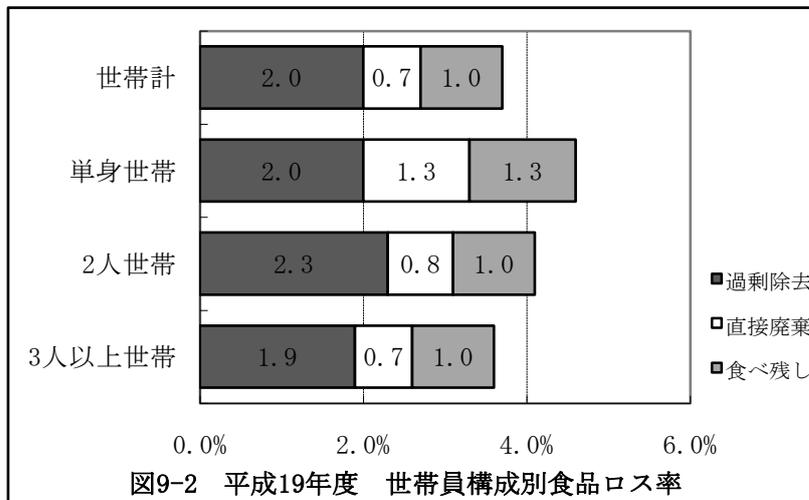
資料：農林水産省「食料需給表」、厚生労働省「国民健康・栄養調査」

※15 供給熱量と摂取熱量

食料における供給熱量とは国民に対して供給される総熱量をいい、摂取熱量は国民に実際に摂取された総熱量をいいます。一般には、前者は農林水産省「食料需給表」、後者は厚生労働省「国民栄養調査」の数値が用いられます。

両者の算出方法は全く異なることに留意する必要がありますが、供給熱量は流通段階も含めて破棄された食品や食べ残された食品も含まれているため、これと実際に摂取された摂取熱量の差は、食品の廃棄や食べ残しの目安となります。

イ 世帯における食品ロス率



家庭での食べ残し・廃棄について、農林水産省の調査によると食品ロス^{※16}は「単身世帯」が最も高く、次いで「2人世帯」となっています。要因別にみると、野菜類、果実類の「過剰除去」^{※17}が最も多く、調理加工食品の「直接廃棄」^{※18}が単身世帯で多くなっています。

資料：農林水産省「平成19年度 食品ロス率統計調査」

※16 食品ロス…純食料^註のうち食品の廃棄や食べ残されたもの

注) 純食料とは、農林水産省「食料需給表」の純食料に相当するもので、国内消費に向けられた食料の総量から①飼料用等食用以外に向けられた食料の総量、②輸送、貯蔵中の減耗量を除き、③りんごの皮、魚の骨などの不可食部分を除いた可食部分の食料をいいます。

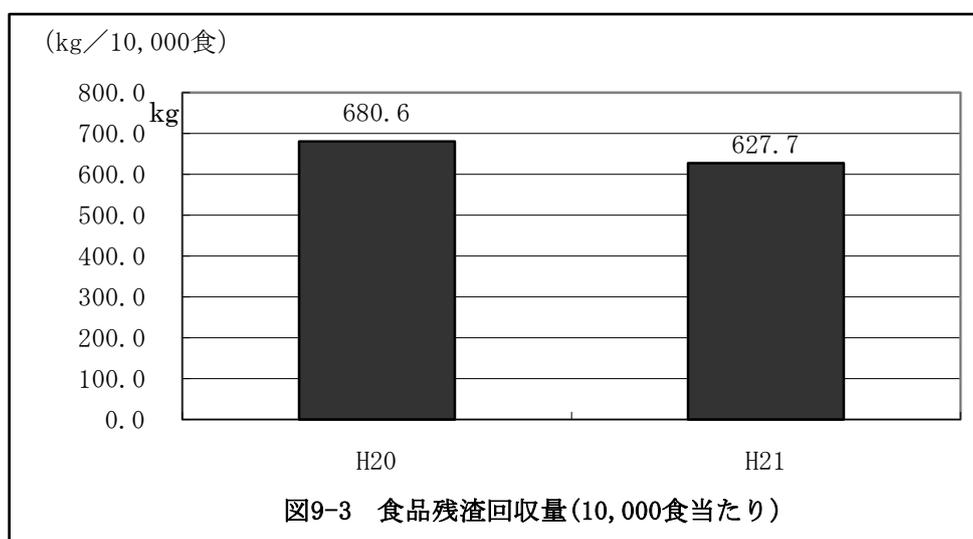
$$\text{食品ロス率 (\%)} = \frac{\text{食品ロス量}}{\text{使用食品量}} \times 100$$

※17 過剰除去…だいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分

※18 直接廃棄…賞味期限切れ等で、食事において料理・食品として提供・使用されずに廃棄したもの

(2) 学校給食の食品残渣^{ざんさ}^{※19}の回収状況

三条市では学校給食共同調理場から出る食品残渣を回収しています。平成 21 年度に堆肥として再利用されたのは 10,000 食当たり (約 1 日分) で 627.7 kg です。



資料：三条市環境課、三条市教育総務課

※19 食品残渣…調理場から回収される食品残渣は調理の時に出る野菜の皮などの生ゴミと、給食残量との合計となっています。

☆食品廃棄の問題点

- ・食べ残しや賞味期限切れなどに伴う廃棄 (問題点 5)

6 食に関する課題

(1) 生活リズムをととのえる

近年の社会環境の変化から、市民全体の生活様式も大きく変容しています。幼児期から遅寝遅起型の夜型生活によって生活リズムが乱れ、朝食欠食や夜食、不規則な間食習慣の増加、児童生徒に排便が習慣化していないなどの問題が生じています。

三条市では、幼児期や学齢期の朝食欠食率が第1次計画策定時よりも減少しています。さらに、学齢期の夜食習慣や排便習慣も改善が見られます。しかし、20～30歳代の朝食欠食は高い割合で推移しています。規則正しい生活習慣は体力、気力、集中力、学習・作業能率にも大きく影響することから、生活リズムをととのえるために朝食習慣定着の取組を継続することが重要です。

(2) 栄養バランスの良い食事を実践する

年代別の健康状態から、生活習慣に起因した様々な疾病が出現しています。乳幼児期から菓子を食べる習慣や、朝食が主食のみなど簡単な内容で済ませている状況があり、子どもの肥満等の原因になるとともに、将来の生活習慣病発症にも影響します。若い女性ではやせが多く、妊娠期の貧血や低体重児出生の状況があり、食事のバランスが偏っていると考えられます。壮年・高齢期では朝食欠食や、栄養バランスが偏った食事、間食や飲酒などの習慣があり、成人男性の肥満やメタボリックシンドロームの原因と考えられます。さらに、高齢化が進む中、高齢者の貧血も多い状況にあります。

こうした現状から、市民一人ひとりが健全な食生活を実現するため、子どもから高齢者まで一貫して栄養バランスの良い食事を実践することが重要です。また、栄養バランスのととのいたやすい米飯を主食とした日本食への理解と実践に繋げる取組を継続することが重要です。

(3) 食に対する感謝の心を育む

食は身体を健全に保つ役割だけでなく、人々の心の豊かさや生き生きとした暮らしの基本でもあります。また、食文化を後世に伝え、豊かな味覚を育んでいくことも大切です。しかし、核家族世帯の増加などにより、地域や家庭の味が伝承されない、主食の多様化による米摂取の減少、生活様式の変化などによる外食の増加など、様々な理由から地域の食文化の伝承力が揺らぎつつあることが懸念されます。

また、減少しているものの、依然として一人で食事する子どもたちがいます。食を通じたコミュニケーションは、食の楽しさを実感させ、人に精神的な豊かさをもたらすことから、楽しく食卓を囲む機会を持つように心がけることも大切です。

現在、家庭における食べ残しや食品廃棄が大量に発生しています。また、食料の生産や収穫に直接触れる機会が減少し、食生活は生産者をはじめ、多くの人々の苦労や努力に支えられていること、自然の恩恵の上に食糧生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐ好意であることを実感しにくくなっています。

こうした現状から、米飯を主食として、主菜、副菜がそろった日本食を実践し、伝統的な食文化を伝え、食を通じた体験活動により感謝の心を育む取組を継続していくことが重要です。

(4) 地元食材を選ぶ

これまでの食育の普及啓発によって、市民の地産地消の意識は高まり、直売所の数は増加しています。地元食材は旬で栄養価の高い食材を購入しやすい、遠隔地からの輸送燃料等が不要なため環境保全となる、生産者から直接購入しやすく安心・安全などの利点があります。

そこで、三条市の特産である米をはじめとした野菜や果物などの地元食材を積極的に選ぶ市民を増やすことが重要です。さらに、市民の食の安全に対する意識は高いことから、安全に配慮した農産物を作る生産者を増やし、それを購入または飲食できる環境を整えることが重要です。

第3章 計画の基本的な 考え方

- 1 基本理念
- 2 重点目標
- 3 評価指標

1 基本理念

市民一人ひとりが、健康に幸せに生きるため「食べる力」を育てていくことを目指します。

市民一人ひとりが生涯をすこやかに暮らすためには、食事と運動が重要です。本計画では、市民の食に対する意識と関心を高め、実践に結び付く取組として、「食べる力」を育てることを目指し、食に関わる人や関係機関等が一体となって食育を推進します。

2 重点目標

基本理念の実現に向けて、市民が日々の暮らしの中で取組める次の3つを継続して重点目標とします。

(1) バランスのとれた朝食習慣の定着

市民が生涯、健康でいきいきと暮らすためには、1日3度の食事を基本とし、規則正しい生活リズムを身につけることが必要です。特に朝食習慣を定着させることが重要です。朝食は1日のエネルギーの源であるため、主食・主菜・副菜をそろえてバランスよく食べることを目指します。

(2) 米飯を主食とした日本食^{※20}の実践

市民が生涯、健康でいきいきと暮らすためには、健全な食生活を営むことが必要です。健全な食生活の実現に向け、栄養バランスがととのいやすく、昔から食べられてきた米飯を主食とした日本食の実践を目指します。

(3) 地産地消の推進

市民が生涯、健康でいきいきと暮らすためには、安心して栄養価の高い旬の地元食材を生かした食生活を送ることが重要です。市民が地元食材を活用する地産地消の推進を目指します。

※20 日本食

日本食はお膳形式をとり、主食、主菜、副菜がそろっており、調理法は煮る、焼く、蒸す、和えるなど油の使用量が少ない方法が多く、栄養素のバランスがとり易い食事形態です。さらに、主食となる米は粒状で、粉から作るパンや麺に比べ血糖値の上がりや緩やかで、生活習慣病予防の観点からも優れた食材です。何より米は昔から日本で作られ、自給率ほぼ100%として、私たち日本人に最も適した主食といえます。健全な食生活を身につけるために、日本食を実践していきます。

3 評価指標

重点目標	項目	現状値(H21)	目標値(H27)	目標値設定の根拠	調査	
バランスのとれた朝食習慣の定着	◎朝食欠食の割合	5歳児	1.2%	0%	健康日本 21	保育所食事調査
		小学5年生	5.3%	5%以下	健康さんじょう 21	子どもの生活実態調査
		中学1年生	8.0%	5%以下		
		高校2年生	15.4%	10%以下		高校生の食生活実態調査
		20歳代	22.7%	15%以下	健康日本 21	市民満足度調査
		30歳代	20.3%	15%以下		
米飯を主食とした日本食の実践	◎主食、主菜、副菜をそろえて食事をしている者の割合	5歳児	29.3%	40%以上		保育所食育講座アンケート
		小学5年生	38.5%	50%以上		食育授業における朝食内容調査
		中学1年生	40.2%	50%以上		
		市民	72.1%	80%以上		市民満足度調査
	◎主食にごはんを食べる者の割合(朝食)	5歳児	60.3%	70%以上		保育所等食事調査
		小学5年生	59.0%	70%以上		食育授業における朝食内容調査
		中学1年生	58.8%	70%以上		
		妊娠期	48.4%	60%以上		マタニティ教室食事調査結果
	◎肥満者の割合	5歳児	8.3%	5%以下		小児肥満等発育調査
		小学生	7.9%	7%以下	健康日本 21	学校保健統計
		中学生	9.5%	7%以下		
		40歳以上	21.1%	15%以下	健康にいがた 21	特定健診結果
地産地消の推進	◎生産者交流会の参加児童・生徒数	保育所(園)	延べ82人	延べ300人以上		健康づくり課資料
		小中学校	延べ1,239人	延べ2,000人以上		
	◎直売所数		32軒	40軒以上		農林課調査
	◎スーパーのインショップ売上額		3,800万円	10%以上アップ		JA調査(抽出調査)
◎地産地消店の店舗数					※H23に事業内容検討、その後目標値を設定する。	

※朝食欠食の定義：1週間に毎日朝食を食べる人以外は欠食習慣があるとみなす

第4章 基本的施策

- 施策1 日本食を基本とした食生活の実践
- 施策2 地域の農業や食文化を理解し、感謝の心を育む
- 施策3 地元食材の積極的活用
- 施策4 食育の普及啓発

基本的施策

重点目標を達成するために、次の4つの施策を実施します。

施策1 日本食を基本とした食生活の実践

【三条市食育の推進と農業の振興に関する条例】(抜粋)

第10条 市は、市民の健全な食生活の実現を図るため、適切な栄養管理及び環境に配慮した食事に関する知識の普及、情報提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、日本の食文化である米飯を主食とする食生活が適切な栄養の摂取に優れていることにかんがみ、保育所及び学校における米飯を主食とする給食等の実施並びに生涯学習、保健指導等による市民が米飯を主食とする食生活への理解を深める機会の充実等により、市民の健全な食生活の実現が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

【全年代共通】

○ 規則正しい生活リズムの定着

・生活リズムの改善に向けて、朝食習慣の定着や睡眠時間の確保などについて継続して啓発を行います。

○ 栄養バランスがととのった食事の実践

・食と健康が密接に関連していることを伝えるとともに、生活習慣に起因する疾病等の予防の取組を行います。市民へは栄養バランスがととのいやすい食事として、米飯を主食とした、主菜、副菜がそろった日本食の理解を促し、実践に繋がる取組を継続して行います。

・食生活改善推進委員協議会等と連携し、地区住民がバランスのよい食生活を実践できるような取組を継続して行います。

【乳児期】

○ 子どもの食に関する不安や疑問の軽減

・離乳や母乳育児など、保護者が抱く子どもの食に関する不安や疑問を軽減するために、相談会や乳児健診などの相談を充実させます。

【幼児期】

○ 子どもの健全な生活習慣定着

・子どもの健全な食習慣形成や規則正しい生活リズムの確立のため、母子健診や相談会等で生活習慣病予防を重視した取組を行います。また、保育所等児童の保護者に対しても、様々な場面で普及啓発を継続して行います。

○ 子どもの食への関心を高め、健全な食習慣の定着を図る

・保育所等の児童対象に食に関する指導や、調理体験等を実施して食への関心を育てるとともに、給食を活用しながら健全な食習慣を身につけるための取組を継続して行います。

【学齡期】

○ 子どもの食への関心を高め、健全な食習慣の定着を図る

- ・自ら健全な食生活を営む力を育成するため、給食を通して食事と運動が健康に密接に関連していることの理解を促し、食育活動を継続して行います。
- ・給食を生きた教材として活用するため、米飯を主食として、主菜、副菜がそろった日本食を中心に提供します。

○ 給食を活用した保護者への健全な食生活の普及啓発

- ・米飯給食実施の趣旨についての理解を促し、家庭における日本食の実践に繋げるため、給食試食会等で保護者への普及啓発活動を拡大します。

【青年期】

○ 高校生を対象とした健全な食生活の普及啓発

- ・高校生の食生活の実態を把握するとともに、高等学校と連携して食育の取組を行います。

【妊娠期】

○ 健全な食習慣の定着

- ・妊娠期の健康維持・増進や胎児の健やかな発育、さらに出産後の子どもの健全な食習慣定着のために必要な知識や情報を提供し、実践へ繋げる取組を継続して行います。

【壮年・高齢期】

○ 健全な食生活の実践

- ・生活習慣に起因する疾病予防のため、健診結果事後指導等において日本食を活用しながらバランスのよい食習慣を実践する取組を行います。
- ・高齢期に問題となる低栄養を防ぐため、関係課等と連携しながらバランスの良い食事を実践する取組を継続して行います。

施策2 地域の農業や食文化を理解し、感謝の心を育む

【三条市食育の推進と農業の振興に関する条例】（抜粋）

第10条

3 市は、農業者等と市民との交流を促進し、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

第12条 市は、地域の伝統ある優れた食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

【全年代共通】

○ 地域の農業や食文化への理解

・地域の農業や昔から伝わる行事食や郷土料理、米飯を主食とする食文化を地域住民に伝えるために、三条まんま塾や食生活改善推進委員などの関係団体、機関と連携した取組を行います。

【幼児期・学齢期】

○ 体験・交流活動の充実

・地域農業を理解し、自然の恩恵や命に対する感謝の心を育むために、農業生産の体験活動や生産者との交流を積極的に実施します。

・保育所や学校等の調理現場を通して食べ物の命をいただいていることへの理解を促し、調理者等への感謝の心を育む取組を行います。

・保育所や学校給食で地域に伝わる郷土料理を積極的に取り入れるなど、地域の特色を活かした取組を継続します。

・関係者と連携しながら、子どもが作る弁当の日などの体験を通じて感謝の心を育む取組を継続します。

施策3 地元食材の積極的活用

【三条市食育の推進と農業の振興に関する条例】（抜粋）

第15条 市は、地産地消の推進を図るため、保育所及び学校の給食等における三条産の農産物の利用の推進、直売市等による市民が三条産の農産物を購入する機会の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

【全年代共通】

○ 地産地消の普及啓発

・地産地消の重要性を生産者、消費者、飲食店などへ広く周知するために、三条まんま塾など関係団体・機関と連携し、啓発活動を行います。

○ 地元食材の活用促進

- ・関係課等と連携し、地元食材が積極的に活用されるよう消費・流通の実態把握に努めます。
- ・関係課等と連携し、生産者や直売市、スーパーマーケットなど関係者に働きかけ、消費者が地域で生産された食材を購入しやすくなるよう取組を行います。
- ・関係課等と連携し、生産者や流通、飲食店組合などの関係者に働きかけ、地元食材を積極的に使用する店（地産地消店）が増えるよう取組を行います。

○ 食の循環の推進

- ・食品残渣を利用した堆肥を地元農業に活かし、その農産物を給食や直売市等を通じて市民の食生活に活かす食の循環の取組を継続し、食べ物や地域資源の大切さについて市民の理解を深めます。

【幼児期・学齢期】

○ 地産地消給食の実施

- ・子どもたちに、地元食材の旬やおいしさなどを理解してもらうために、保育所、学校で地元食材を活用した給食を継続して実施します。

施策4 食育の普及啓発

【三条市食育の推進と農業の振興に関する条例】（抜粋）

第11条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報の交換等により、その普及啓発を行うよう必要な施策を講ずるものとする。

【全年代共通】

○ 食育に関する情報提供

- ・ホームページや広報、食育メール、給食だよりなど様々な手段を活用して、市民に広く食育に関する情報提供を継続して行います。

○ 食育の普及啓発

- ・食に関する体験や講演会などを通じて市民が食育に対する理解を深めるため、三条まんま塾や食生活改善推進委員協議会、栄養士会等関係者と連携した取組を継続します。

施策・事業一覧

基本理念

重点目標

基本的施策

事業

市民一人ひとりが、健康に幸せに生きるため「食べる力」を育てていくことを目指します

バランスのとれた朝食習慣の定着

米飯を主食とした日本食の実践

地産地消の推進

(1) 日本食を基本とした食生活の実践

(2) 地域の農業や食文化を理解し、感謝の心を育む

(3) 地元食材の積極的活用

(4) 食育の普及啓発

対象年代	事業名	区分	関係課（太字は担当課）
乳児期	乳幼児健康診査における栄養指導		子育て支援課、健康づくり課
	すまいるランドでの栄養相談		〃
	子育て支援センターでの食育講話	◎	〃
	離乳食相談会		健康づくり課、子育て支援課
幼児期	保育所等巡回指導	○	健康づくり課、子育て支援課
	保育所等食育講座	○	〃
	保護者食育講話	○	〃
	保育所等調理体験保育	○	子育て支援課、健康づくり課
	キッズ健康(肥満予防)教室		健康づくり課、子育て支援課
	米飯給食の実施		子育て支援課、健康づくり課
	指導者への食育研修会実施		健康づくり課、子育て支援課
	給食試食会の開催		子育て支援課、健康づくり課
	子育て支援センターでの食育講話	◎	〃
学齢期	学校食育推進事業	○	健康づくり課、学校教育課、教育総務課
	米飯給食の実施		教育総務課、農林課、健康づくり課、学校教育課
	給食試食会の開催		学校教育課、教育総務課、健康づくり課
青年期	高校生への食に関する啓発活動		健康づくり課
妊娠期	妊婦教室における栄養指導	○	子育て支援課、健康づくり課
壮年・高齢期	栄養相談の実施(訪問、電話、来庁)		健康づくり課
	健診結果説明会及び健康教室での栄養指導	○	〃
	特定保健指導における栄養指導	○	〃
	地区組織の養成・育成		〃
	運動教室における栄養指導		〃
	在宅給食サービス支援事業		高齢介護課、健康づくり課
	栄養・口腔講座		〃
全年代	関係組織や団体と連携した健全な食生活知識の普及		健康づくり課、農林課
	公民館等での健全な食生活実践に関する講座の実施		生涯学習課、健康づくり課
幼児期	生産者交流会の実施	○	健康づくり課、子育て支援課、農林課
	保育所野菜作り体験		子育て支援課、健康づくり課、農林課
学齢期	生産者交流会の実施	○	健康づくり課、農林課、学校教育課
	小中学生の農業理解促進(学校教育田活動)		農林課、学校教育課、健康づくり課
	子どもが作る弁当の日事業	○	学校教育課、教育総務課、健康づくり課
全年代	農業者自らの食農教育支援(生き物調査活動)		農林課、環境課、健康づくり課
	地場農産物を活用した食文化の継承(料理教室の実施)		農林課、健康づくり課
	公民館等で農業や食文化に関する講座の実施		生涯学習課、健康づくり課
	関係組織や団体と連携した活動		健康づくり課、農林課
幼児期	地産地消給食の実施		子育て支援課、健康づくり課、農林課
学齢期	地産地消給食の実施		教育総務課、健康づくり課、農林課
	地元農産物利用促進事業		健康づくり課、農林課、教育総務課、子育て支援課
全年代	三条市の食料自給率の向上(直売所の開催支援)		農林課、健康づくり課
	消費者のニーズ調査	◎	健康づくり課、農林課
	バイオマス資源の利活用の促進(食品残渣堆肥化)	○	環境課、農林課、教育総務課
	地産地消店の推進事業	◎	健康づくり課、農林課、商工課
	関係組織や団体と連携した活動		健康づくり課、農林課
幼児期	給食だより作成		子育て支援課、健康づくり課
学齢期	給食だより作成		教育総務課、健康づくり課
全年代	食育メール		健康づくり課
	出張トーク		政策推進課、健康づくり課
	HP、広報などを利用した啓発活動		健康づくり課
	市民給食試食会		健康づくり課、教育総務課
	しみん食育と農業のつどい		健康づくり課、農林課

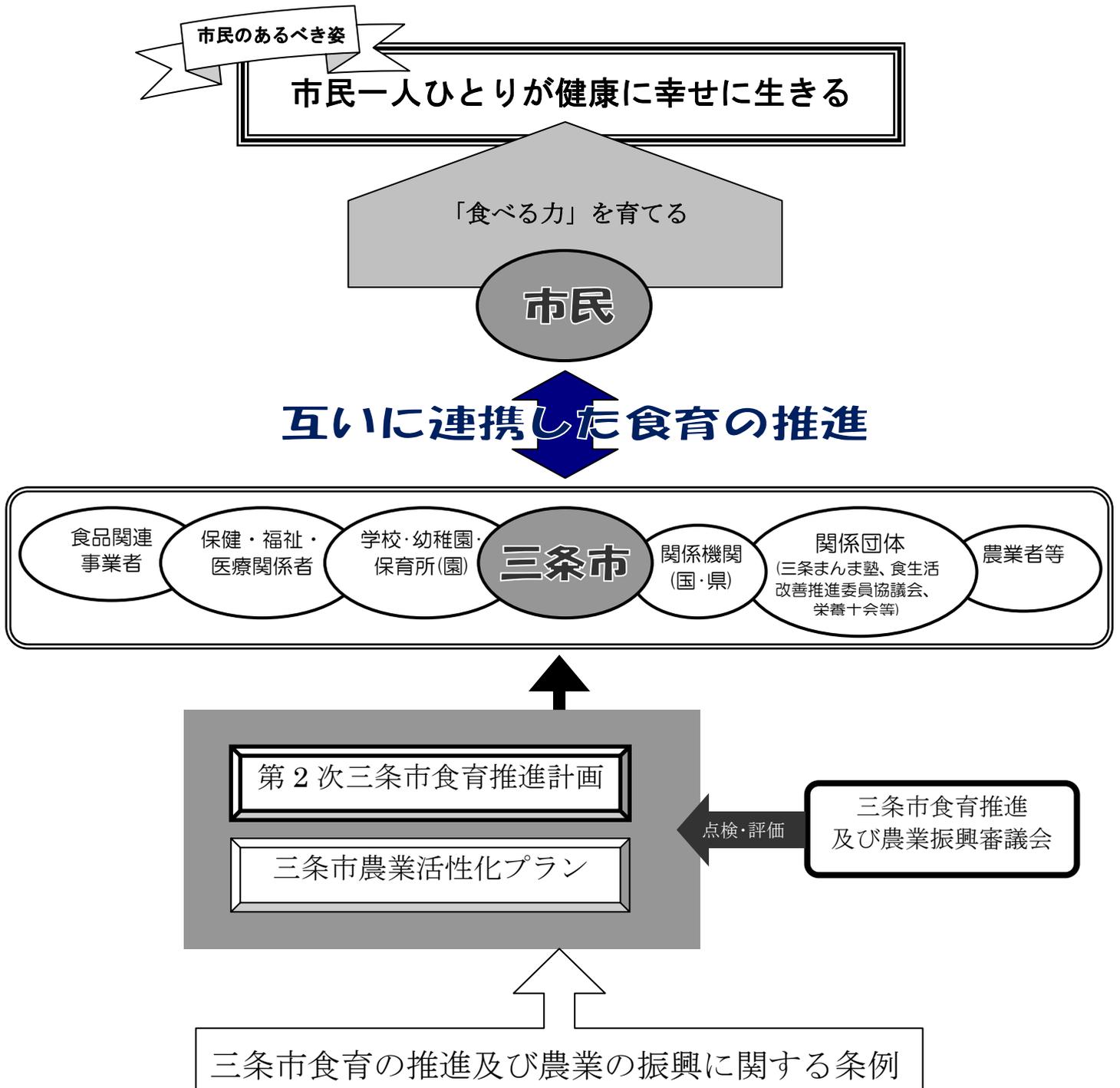
注) ◎…新規事業、○…拡充事業

第5章 計画の推進体制

計画推進体制

本計画の推進にあたっては、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、関係部局が連携し、全庁的に取組を進めます。さらに、具体的施策を実施するために、市民ニーズをとらえながら取組を行います。

また、本計画の実施状況、目標達成状況を把握・点検し、結果をその後の事業や計画の見直し等に反映させていくことが重要です。計画の進捗状況など基本的事項については、「三条市食育の推進及び農業の振興に関する条例」第 19 条により、「三条市食育推進及び農業振興審議会」で調査及び審議を行います。



資料編

- 三条市食育推進及び農業振興審議会委員名簿
- 第2次三条市食育推進計画策定ワーキング会議委員名簿
- 計画策定の経過
- 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

三条市食育推進及び農業振興審議会委員名簿

所 属	役職名等	氏 名	備 考
駒沢大学教授（学識経験者）	教 授	姉 齒 暁	会 長
三条市医師会	副会長	上 村 旭	
三条市農業委員会	会長代理	西 光 明	
新潟県栄養士会三条支部	副支部長	皆 川 邦 子	
三条市農業担い手協議会	会 長	野 崎 文 夫	
三条市食生活改善推進委員会	会 長	外 山 迪 子	
三条市消費者協会	副会長	高 野 万 里 子	
三条商工会議所（食品関連代表）	食品加工部会長 常議員	樋 口 洋 平	
新潟県産業廃棄物協会三条支部	会 員	星 野 正 義	
三条市P T A連合会	監 事	長 岡 信 治	
三条地域振興局	健康福祉環境 部長	阿 部 僚 一	
三条市小中学校長会	会 員	佐 藤 幸 治	副会長
にいがた南蒲農業協同組合	営農経済部長	五 十 嵐 大 光	
公募委員		小 林 律 子	
公募委員		小 林 武 良	

第2次三条市食育推進計画策定ワーキング会議委員名簿

所 属	役職等	氏 名
三条地域振興局健康福祉環境部地域保健課	主任	小 島 美 世
新潟県栄養士会三条支部	副支部長	坪 谷 節 子
三条市健康推進員協議会	副会長	五十嵐 愛 子
三条市食生活改善推進委員協議会	会 員	坂 爪 尚 子
三条市農業担い手協議会	理 事	星 野 正 行
市民部環境課環境政策室	室 長	金 子 成 郎
経済部農林課農業支援センター	主 任	渡 辺 哲 也
教育委員会教育総務課 (三条学校給食共同調理場)	場 長	梨 本 誠 一
三条市立条南小学校 (嵐南学校給食共同調理場)	栄養主査	関 谷 裕 紀 子
教育委員会子育て支援課 旭保育所	所 長	山 家 幸 枝
三条市立保内小学校	教 諭	小 野 田 道 子
福祉保健部健康づくり課食育推進室	室 長	田 村 直
福祉保健部健康づくり課保健指導係	主 任	飯 田 麻 子

計画策定の経過

	時 期	内 容
第 1 回 ワーキング会議	平成 22 年 5 月 19 日	策定目的について 計画指標の進捗状況について 骨子案について
第 1 回 三条市食育推進及 び農業振興審議会	5 月 27 日	骨子案について
第 2 回 ワーキング会議	6 月 19 日	重点施策について 現状と課題について①
第 3 回 ワーキング会議	8 月 10 日	骨子案について 現状と課題について② 計画の基本的な考え方について
第 4 回 ワーキング会議	9 月 2 日	現状と課題について③
第 5 回 ワーキング会議	10 月 5 日	現状と課題について④ 基本的施策について 指標案について
第 6 回 ワーキング会議	10 月 22 日	第 2 次三条市食育推進計画(案)検討
第 2 回 三条市食育推進及 び農業振興審議会	11 月 30 日	第 2 次三条市食育推進計画(案)について

三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第18条）

第3章 食育推進及び農業振興審議会（第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つである。

しかし、近年の社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、私たちは、毎日の食の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加などに加え、食の安全や食の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況の下、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすためには、食に関する知識と食を選択する力を習得し、その食を支える農業の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進する必要性が高まっている。このことから、安全・安心な農産物が一層求められてくる農業においては、環境の保全に配慮し、安全・安心な農産物を安定的に供給できるなど農業の持続的な発展につながる農業の振興を図ることが重要となっている。

豊かな自然に恵まれた三条市が、より活気あるまちで在り続けるためには、この魅力ある自然を始めとする地域資源を生かし、すべての関係者が、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であること及び食を支える農業が持続的に発展することが必要であることを認識し、相互理解を深めながら、それぞれの立場で食育の推進と農業の振興に一層努力していく必要がある。

ここに、食育の推進と農業の振興の基本理念と市、市民、農業者等及び事業者の責務や役割を明らかにし、それぞれの協働の下、だれもがずっと住み続けたいと思える生き生きとしたまちを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自然的経済的社会的諸条件を生かした食育の推進と農業の振興に関し、基本理念並びに市、市民、農業者等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、食育の推進と農業の振興に関する基本的な施策等を定めることにより、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- (2) 事業者 教育関係者等及び食品関連事業者等をいう。
- (3) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育

等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。

- (4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができるようにするため、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保することにより、市民が自らの食生活に関心を持ち、健康及び環境に配慮した食事を選択する力と健全な食生活を実践することができる技術を身に付けるとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めることを目指して行われなければならない。

2 食育の推進及び農業の振興は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物の安定的な供給が確保されるとともに、その農産物の販路の開拓及び地産地消が推進されるよう行われなければならない。

3 農業の振興は、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業を確立し、その持続的な発展が図られるよう行われなければならない。

4 農業の振興は、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業の多面的機能が発揮されるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進と農業の振興に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進及び農業の振興に寄与するよう努めるものとする。

(農業者等の役割)

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、環境の保全を重視し、安全・安心な農産物の安定的な供給等の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 農業者等は、基本理念にのっとり、農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、食生活における自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識し、自主的かつ積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(計画の策定)

第9条 市長は、食育の推進及び農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策の方針などを定める計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進及び農業の振興に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進及び農業の振興に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、あらかじめ、三条市食育推進及び農業振興審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(健全な食生活の実現等)

第10条 市は、市民の健全な食生活の実現を図るため、適切な栄養管理及び環境に配慮した食事に関する知識の普及、情報提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、日本の食文化である米飯を主食とする食生活が適切な栄養の摂取に優れていることにかんがみ、保育所及び学校における米飯を主食とする給食等の実施並びに生涯学習、保健指導等による市民が米飯を主食とする食生活への理解を深める機会の充実等により、市民の健全な食生活の実現が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、農業者等と市民との交流を促進し、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第11条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報の交換等により、その普及啓発を行うよう必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承の支援)

第12条 市は、地域の伝統ある優れた食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(環境保全の推進)

第13条 市は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物を安定的に供給するため、有機質資源等を活用した土づくり並びに化学的に合成された肥料及び農薬の使用量の低減を行う栽培の方法の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の付加価値の向上及び販路の拡大)

第14条 市は、農産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、農産物の高品質化、特産品の開発の支援、食品関連事業者等その他の農業に関連する産業及び他の地方自治体との連携強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第15条 市は、地産地消の推進を図るため、保育所及び学校の給食等における三条産の農産物の利用の推進、直売市等による市民が三条産の農産物を購入する機会の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備)

第16条 市は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、安全・安心な農産物を安定的に生産するため、農業生産基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第17条 市は、効率的かつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るため、農業者の経営管理能力の向上、農業者の組織化及び法人化の推進、農業経営に意欲のある新たな就農者など多様な担い手の確保及び支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の活性化)

第18条 市は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件の制約に伴う生産条件が不利な中山間地域等の活性化を図るため、地域資源を活用した産業の展開の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 食育推進及び農業振興審議会

第19条 市長の諮問に応じ、食育の推進と農業の振興に関する基本的事項及び重要事項の調査及び審議をするため、三条市食育推進及び農業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

第20条 この条例に定めるもののほか、食育の推進及び農業の振興に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている計画は、第9条の規定により策定された計画とみなす。

第2次三条市食育推進計画

平成23年3月

発行 三条市福祉保健部健康づくり課

〒955-8686

新潟県三条市旭町二丁目3番1号

電話 (0256) 34-5511

ホームページ <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail syokuiku@city.sanjo.niigata.jp